

第15回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和3年9月13日（月）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

これより本日の会議を開きます。

細井町長から提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は健康福祉課、税務課、農業委員会、農業振興課、町民課、さわうち病院の審査を行います。

健康福祉課の審査は、認定第1号 令和2年度西和賀町一般会計歳入歳出決算のほか、認定第2号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の3特別会計となります。認定第2号と認定第4号については国民健康保険税と介護保険料の審査もごさいますので、税務課の職員も出席します。

それでは、健康福祉課の審査を行います。

最初に、健康福祉課が所管する一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課の決算審査特別委員会に出席しております健康福祉課職員を紹介いたします。

保健師長の廣田里美です。副保健師長の中野真理です。課長代理の吉田祐康です。主査の刈田哲彦です。課長代理の深澤早苗です。主査の藤田美知樹です。最後に、私は健康福祉課長兼

地域包括支援センター所長の新田由香里です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、健康福祉課の会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計となります。

初めに、一般会計決算の概要について抜粋した決算書に基づき歳出を中心に、令和2年度に新たに実施した事業など主なものについて説明いたします。

抜粋した決算書9ページ、10ページをお開きください。歳出の2款1項5目、総務費、財産管理費、24節積立金5,951万円は、福祉対策基金に5,005万2,000円、医師養成対策基金に945万5,000円、医療従事者養成対策基金に3,000円を積立てしたものです。

3款1項1目民生費、社会福祉総務費、7節報償費、地域福祉計画策定委員謝金14万1,100円は、第4期西和賀町地域福祉計画の策定の年であったことから、地域福祉計画策定委員会を立ち上げ、委員の謝金になります。

11ページ、12ページをお開きください。2目高齢者福祉費、12節委託料、医療費給付システム改修業務委託料42万1,300円は、令和3年4月から老人医療費給付制度の対象年齢を、医科は段階的に70歳、歯科は70歳に改正することに伴う資格判定に係るシステム改修業務の委託経費になります。

12節委託料、繰越明許費62万7,000円は、令和3年3月議会で補正予算計上しましたかたくりの園管理運営事業として、生活支援ハウスかたくりの園の居室や共同で使用する洗濯室などの水道の蛇口の交換に係る経費、同じく18節負担金補助及び交付金、繰越明許費1,399万8,000円

は、悠々館管理運営事業として、生活支援ハウス悠々館の居室のストーブの入替え及びホール屋上屋根修繕費の経費を今年度に繰越ししております。

13ページ、14ページをお開きください。2目高齢者福祉費、18節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会冊子発行事業補助金50万円は、西和賀町老人クラブ連合会が西和賀町内外で活躍された方々を後世に記録として残すための冊子編集に補助金を交付しました。

3目障害者福祉費、7節報償費、自立支援協議会委員の謝金3万9,960円は、自立支援協議会において第6期西和賀町障がい福祉計画、第2期西和賀町障がい児福祉計画の策定の年であったことから、各計画についても協議をいただいております。

11節役務費、登記手数料等8,900円は、成年後見の首長申立てに要した経費になります。

12節委託料、自立支援給付システム改修業務委託料33万円は、令和3年度制度改正に伴う自立支援給付システムの改修業務の委託経費になります。

19節扶助費、1ページをおめくりいただきまして、15ページ、16ページの身体障害者自動車改造費等助成費10万円は、身体障害者が自ら所有し運転する自動車を改造する経費の一部を助成した経費になります。

2項1目児童福祉費、児童福祉総務費、10節需用費、11節役務費、12節委託料、18節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する中学生以下の子供がいる世帯に対し、子供1人につき1万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金給付事業に要した経費になります。

17ページ、18ページをお開きください。3目母子福祉費、12節委託料の医療費給付システム改修業務委託料66万5,500円は、医療費給付の名称の改正及び現物給付の対象が中学生まで拡

大されたことに伴う医療費給付システム改修業務の委託経費になります。

19ページ、20ページをお開きください。4款1項1目衛生費、保健衛生総務費では、新型コロナウイルス感染症対策の経費を支出しております。

10節需用費消耗品費では、感染予防及び感染者が発生した際の対応用のマスクや防護服、消毒液などを購入しております。

11節役務費、自動車登録等手数料、自動車保険料、17節備品購入費、飛沫循環抑制車、22ページの26節公課費、自動車重量税は、感染拡大を抑制するため、新型コロナウイルス感染のおそれのある方を搬送する際に使用する飛沫循環抑制車両の購入に要した経費であり、また車両の消毒用に噴霧器を備品購入しております。

また、17節備品購入費、ワイヤレスアンブ・ヘッドセットマイク139万8,540円は、感染予防備品として公民館などで実施している介護予防サロンにおいて、リハビリ体操やご当地体操などの指導の際に活用していただくために購入をしております。

さらに、18節負担金補助及び交付金、簡易陰圧装置設置費補助金1,338万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐ目的として、介護福祉施設2施設が簡易陰圧装置を整備した経費に対し補助しております。

12節委託料、健康管理システム更新業務委託料261万2,500円、13節使用料及び賃借料、健康管理システムクラウド利用料196万9,440円は、平成26年度に更新したシステムのリース期間が終了し、サポートが対象外となることから、機器等を含め更新し、併せてこれまで登載されていなかった母子保健機能を追加し、マイナンバー連携による副本登録機能を使用できるようにした経費となります。

17節備品購入費、保健指導用備品16万8,300円は、沐浴人形2体と乳児用身長計1台を新たに購入しております。

21ページ、22ページをお開きください。27節繰出金、病院事業会計繰出金（補助事業）1,427万8,000円と、1ページおめくりいただきまして、23ページ、24ページの6目健康づくり推進費、12節委託料のPHR（パーソナルヘルスレコード）導入実証事業委託料587万円は、岩手県の補助事業として実施しました事業になります。町立西和賀さわうち病院会計に繰り出し、病院では病院の診療記録や健診の結果など様々な情報を一元的に保存し、その情報を個人のスマートフォンアプリで個人や家族が確認できる仕組みを構築し、健康福祉課ではその情報を活用し、連携した取組を行うためのシステム機器導入費用等の経費となります。

1ページ戻りまして、2目予防費、1節報酬、10節需用費、11節役務費、12節委託料は、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、65歳以上の方を対象としたワクチン接種の意向調査に要した経費、健康管理システム改修業務、接種券作成業務、コールセンター業務、委託料経費等を支出しております。

また、12節委託料、繰越明許費100万円は、令和3年6月議会で専決処分事項の承認を受けました健康管理システム新型コロナウイルス設定改修業務委託料100万円を今年度に繰越しております。

そのほか主要な事業の実施状況につきましては、決算附属資料の66ページから88ページにかけてと175ページから183ページにかけて記載しておりますので、御覧いただきたいと思ます。

一般会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは2点ほど質問させていただきたいと思ます。

まず初めに、附属資料の52ページ、第2次総

合計画の基本施策における目標指数の推移ということで、令和2年度の実績値が各目標について載っておりますが、その中で地域を支える人材（担い手）育成というところで介護従事者養成という項目がありますが、実績値ゼロということになっております。令和2年度における介護従事者の養成の状況というか、そういったところをご説明いただければと思ますし、附属資料の71ページ上段の西和賀町シルバー人材センター運営事業ということですが、登録者31名、受注件数86件、依頼者数が43名ということになっておりますが、この売上げといいますが、受注した売上げは総額で幾らになるのか、まずその点についてお伺いしたいと思ます。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 最初のご質問の介護従事者養成事業についてお答えいたします。

令和2年度は、決算附属資料の177ページに書いております介護福祉政策事業（3万1,206円）ですが、こちらの事業をさせていただきました。内容は、福祉事業所の方と一緒に小学校や中学校に出前講座をし、介護の魅力について講座をし、寸劇等を披露しながら、介護や福祉の魅力についての講座を3回実施しております。その実施のための福祉事業所の職員のスキルアップ講座を2回実施しております。ということで、実際には従事者の養成には至りませんでした、まず小さい子からでも魅力について発見できる事業のみ令和2年度は実施しております。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 令和2年度のシルバー人材センターの受注金額のお尋ねについてお答えします。

令和2年度につきましては、金額にして980万7,320円になります。

委員長 淀川豊君。

10番 今、介護従事者養成の件で、介護福祉政策事業ということで、スキルアップ講座とか町内小中学校生に向けた、そういう活動をしているということですが、総合計画における目標値

でいくと、例えば令和3年度末の目標値が5人ということで目標が設定をされておりますが、今のご説明をいただきますと、例えば小中学生に今いろいろな、介護、福祉的な講座を開いて、その結果が出るのは、例えば5年後とか10年後とか、そういったことになるのではないかなというふうに思いますが、その点はどのように考えているのですか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

計画のときは、介護従事者の基金を積んで養成の事業……医師養成基金とかと似たような事業を行い、養成する予定でしたが、事業の見直しをして、そちらのほうを令和2年度は先送りしている状態となっております。

委員長 淀川豊君。

10番 令和2年度は、事業を見直して先送りしているということでご答弁いただきましたが、そうすると先送りした分は、例えばこれからまた計画も変わって目標値等が変わるのか、その事業が変わるのか分かりませんが、そういうような方向性で考えているということでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 令和3年度に今回後期計画の見直しの時期ということで、これからヒアリング等開催されますので、その中でその目標値というところは課内のほうで検討して、企画課と総合計画に向けての計画はしていきたいと考えておりますし、また当初基金を積んで、その養成の関係の貸付け等について検討するというところにつきましては、今年度も継続して検討するということでもありますので、その辺りも含めて総合計画については今後見直しを検討しているところになります。

委員長 淀川豊君。

10番 介護従事者の養成については理解をしました。

シルバー人材センターについてですが、先ほ

ど980万円の受注額だということでご答弁をいただきましたが、令和3年度はNPOに組織が変わっているということではありますが、これは行政として事務局経費を補助しているということだというふうに思いますが、これは今後令和2年度等の活動も踏まえ、新しいNPOになったとしても、今までの考え方と変わらず行政が支援をしていくということなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 昨年に新たにNPO法人の人材バンクにしわがのほうを設立しまして、まず令和2年度から令和3年度に切替えになった関係で、依頼だとか受給件数、それから受給している額だとかというところの推移を今見ているような状況となっております。

現在令和2年度の4月から7月の実績と、令和3年の4月から7月までの実績を比較しましても、金額にして110万円ほど受注額としても伸びているような状況になっておりますので、この辺りの受注額だとか受注件数を見比べながら、その補助につきましては検討していきたいというところで考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 令和2年で受注額が980万円というのは、私、個人的な感想で言えば、思ったよりもはるかに受注額が多いなというふうに思っておりますが、西和賀町シルバー人材センター運営事業において、行政が427万5,000円の補助を出しているということではありますが、行政としては令和2年度、補助金を出す以外にシルバー人材センターとどういった関わり合いを持って、例えば指導的な、そういったこともこの事業の中に含まれて活動しているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 シルバー人材センターへのまず助成というか、指導等につきましては、具体的に経営だとかについては特に指導まではしていな

いところですが、今回シルバー人材センターからNPO法人の人材バンクの立ち上げがありましたので、その辺りについて担当課と連携をしながら、いろいろと相談をしたり、一緒に協議をしたり、検討したりというところをしてきたところになります。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、3点ほど質問したいと思います。

先ほど説明ありましたように、令和2年度老人医療費給付制度に大きな変化があったと思うのですが、その影響について。予算では、老人医療費の給付費が4,154万8,000円程度で、決算が4,419万5,000円と上がっているようですが、その辺の影響についてが1点と、パーソナルヘルスレコードを導入した成果についてどのように捉えているのかと、今説明があった飛沫循環抑制車、コロナ感染の方の搬送のためということですが、それほど多くコロナ感染の方はいないと思いますし、いてほしくないのですが、それ以外のときのこの抑制車の使用について、その3点について伺います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、老人医療費給付につきましては、令和2年度から、制度改正したのは令和3年4月になりますので、すみません、令和2年度についての大きく影響というのは特にはないですが、ただ昨年度につきましてはコロナの関係もありまして、4月、5月は例年よりちょっと減少傾向にはあったのですが、その後平年並みというところで、まず決算額からいくと若干伸びているような状況になっております。

そして、パーソナルヘルスレコードの成果につきましては、昨年コロナの関係で導入時期が少し遅れておりまして、具体的な成果につきましては、まだ今現在様子を見ながらというところになります。

そして、飛沫循環抑制車両につきましては、実際のところ問合せが昨年数件あったような状況ですが、実際の搬送するための車両の使用というのはゼロ件というような状況になっております。それ以外の使用につきましては、今年度ワクチン接種の関係がありましたので、高齢者施設へのワクチンの搬送であったり、それからあと今回ワクチンの集団接種のときの車両の使用になってございます。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから、抜粋の資料の14ページの敬老会の記念の交付金ということで、341万8,000円ということで事業を行ったようでございますけれども、これは事業者、入札だと思っておりますけれども、何件ぐらいあったのですか、その辺をちょっと。それが1点。

あともう一点のほうですが、16ページの身体障害者の自動車改造費用ということで、これは10万円となっておりますけれども、10万円が最高限度額なのか、その辺もちょっとお知らせいただきたいと思えます。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 敬老記念事業につきましてお答えします。

抜粋の決算資料の11、12ページの7の報償費の敬老記念事業記念品、こちらが記念品のお祝い品になります。昨年度は、3者からそれぞれ記念品を出していただきまして、その中で1者の記念品を選定して、決定して、記念品をお配りしているような状況になります。

そして、先ほどの抜粋決算書の15ページ、16ページにあります身体障害者自動車改造費等助成費の10万円につきましては、10万円が上限額となっております。

以上です。

委員長 柳沢安雄君。

3番 10万円が上限ということで説明いただきましたけれども、今まで何年か補助、助成をしてこられたと思うのですが、大体年に何

件というか、何台ぐらいあるか、その辺をちょっとお知らせいただければと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 身体障害者自動車改造費助成につきましては、数年に1件程度、申請があるような状況ですので、ここ二、三年はなかったと記憶しております。今回も当初予算のほうに計上していなかったのですけれども、自動車のほうの改造をしたいと、購入をしたいということの申出がありましたので、補正予算で計上させていただいたというような状況になっております。

委員長 高橋和子君。

4番 抜粋のほうで3点ほどと附属資料のほうで少しお伺いしたいのですが、一回に聞くと自分で分からなくなるので、1つずつお伺いしたいと思います。

抜粋のほうを先にお伺いしたいのですが、20ページ、先ほどご説明ありました健康管理システムの更新業務、これは説明受けたのですが、ちょっと聞き取りが不十分でありましたので、もう一度ゆっくりとご説明お伺いしたいと思います。まず、この点1つお願いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 決算書の抜粋の19ページ、20ページにあります12節委託料の健康管理システム更新業務委託料、そして13節の使用料及び賃借料にあります健康管理システムクラウド利用料についてお答えいたします。

健康管理システム更新業務委託料261万2,500円とそれからクラウドの利用料196万9,440円は、平成26年度に更新したシステムのリース期間が終了してサポートが対象外となることから、機器を含めて更新をしまして、併せてこれまで登載していなかった母子保健機能を追加し、マイナンバー連携による副本登録機能を使用できるようにした経費となります。

更新の業務委託料261万2,500円の中の内訳としまして、更新のほうに係る経費が162万8,000円、そして母子保健副本登録の改修業務

に係る分に関して98万4,500円というところの内訳となります。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。このときに母子保健関係で、マイナンバーを登録させながらということでしょうか。マイナンバー関連についてご説明ください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康管理システムの更新業務委託料の内訳の中でご説明しました母子保健機能の追加とマイナンバー連携の副本につきましては、具体的な母子保健の機能の具体的なところまで確認していないところになりますので、ちょっと調べてからまた後でお答えしたいと思います。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。

それでは次に、その次のページで21、22のところなのですが、一番下のほうにインフルエンザの助成金とありますが、これはワクチンですね、この実績と、それからインフルエンザ、令和2年には患者数がどれぐらいあったのかお伺いしたいと思います。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 インフルエンザの予防接種のワクチンの助成につきましては、決算の附属資料86ページの上段にあります4款1項2目2011の予防接種費用助成事業の中の実施状況のほうにあります。助成した数は112人ということになっております。

そして、インフルエンザの流行状況につきましては、今回マスクと、それから手洗い等の感染予防の効果があったということで、全国的にもインフルエンザの流行がほとんど見られなかったということに併せまして、町内のほうでもほとんど声を聞くことがなかったなというのを今課内のほうでお話ししているような状況で、実際のインフルエンザに罹患した方の患者数までは把握はしていないのですけれども、そのような状況で、ほとんど聞くことはなかったとい

うような状況になっております。

委員長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。資料を十分見切れないで質問しましたが、ありがとうございます。

ワクチン接種する段階では、現在体験しているように患者数が物すごく激減しているというようなことは予測できなかったと思いますので、やはりあらかじめ予防的なワクチン接種というのは必要ではないかなと思っておりまして、そこら辺確認をいたしました。全国的にインフルエンザは患者出ないなということで把握されているようですが、当町ではどういう実態だったのかなということでお伺いしましたが、やはり全国と同じような状況だったということ把握しておきたいと思います。

その次に、同じページの委託料で各種検診が掲載されておりますが、令和3年度に向けての各種検診、大まかな方向でいいですので、どのように課題などを整理されて令和3年度に向けられたのかお伺いしたいと思います。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 それでは、検診についてお答えいたします。

令和2年度は、そのとおりコロナウイルスの蔓延防止というふうなことから、まず対策を強化して行ってきました。令和元年度から令和2年度の受診者数を見ますと、そもそも対象者数も減っておりますので、受診された人数はどのがん検診も人数は少なくなっております。ただ、その中で精密検査の対象の方がきちんと精密検査を受けていただけるようにご案内をしてきたところですが、令和元年度は精検の受診率が低かったことから、令和2年度につきましては精検受診率を上げるために保健師のほうで電話をかけて精密検査を受けていただくようにご案内したところ、令和元年度よりも精検の受診率がどのがん検診も上がっております。

令和3年度に向けましては、さらにその精検

受診率が下がらないように、引き続きがん検診を受けた後は精検を受けていただくようなご案内を行っております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 こちらの附属資料のほうに移りたいのですが、今85ページの下のほうにがん検診の結果が表になって出ておりまして、今ご説明のようにいろいろな低い検診率や、それほど低くない、まあまあのところ、あるいは100%と出ております。

こういった中で、大腸がん検診、前立腺がんの検診は、精密検査の受診率のほうが上がってというか、十分ではないような感じがしますが、こういった点、どのようなご指導をなされたのかお伺いしたいと思います。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 精密検査の受診率につきましては、85ページにがん検診と委託事業に掲載されております精密検査受診率につきましては、令和元年度よりも上がっております。先ほど申しましたようにお勤めの方が多いですので、夕方に受けていただけていない方には電話をしまして、紹介状を紛失されている方にはまた再発行をお願いしたりして、なるだけ受けていただくようなご案内をして精検受診率は上がっております。

委員長 高橋和子君。

4番 こういった検診を受けられる方々というのは、やっぱり働き盛りの方々でしょうから、今ご説明あったような精密検査の重要性というのは、本当に発病に即つながっていくようなこともありますので、非常に大事だと思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それから、同じ附属資料の83ページの医師養成事業のところちょっと確認したいのですが、この一番下のほうにご説明あります令和2年度の医師養成修学生1名ということで、括弧して令和2年度現在が6年生ということでござい

ますので、この方の動向を町としてどのように把握されておられるのかお伺いしたいと思えます。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 医師養成事業にあります医師養成修学生の令和2年度現在6年生の方の現状なのですけれども、その後現在県内の医療機関におきまして臨床の研修のほうに入られております。今現在は、償還の猶予というような手続を進めているところになります。

委員長 高橋和子君。

4番 現在医師がかつてよりかなり充足されてきて、当局の努力もあったなと思っておりますが、こういった修学生の方が当町に就任してくださるといことは大事なと思えますが、そういった点で見通しというか、ご本人のいろいろな進路はお決めになるわけですが、こういった状況について町長はどのように把握されておられますか。

委員長 細井町長。

町長 幅広く情報収集に努めております。ただ、医学生ですので、相当なものを求められる状況がありますので、病院運営とかしながら、この地域の医療の在り方について高校生等に刺激というのですか、学んでいただきながら、そういう思考していただくという基本的なことを展開しているわけですけれども、ただなかなかそんなに簡単にすぐ出てくるということではないので、幅広く地域医療に興味を持つ医師を探して進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。地域、地元から修学生が出るということは相当大きな財産になりますので、引き続きそのことには意識的に取り組んでいかなければならないというふうに感じております。一人でも出たということが非常に大きな実績でありますので、その人にまたいろいろな機会に指導に入らせていただくとか、刺激をしていただくというような立場でもって幅広く活動いただくことを期待しているところであ

ります。

委員長 高橋輝彦君。

6番 最初のほうの質問にもございましたが、抜粋の24ページのPHR導入実証事業について、先ほどの質問の中で、成果はコロナの関係で遅れたので、今その動向というか、そういうものを見ているのだというお話でございました。これは、ちゃんと運用になればすごく町民の健康にもいい方向でいくのではないかなと思ってございますが、ただ個人と病院がそういう携帯のアプリでつながったからといって、そのことが健康に直結だということではないのだと思うのです。それをどういうふうに取り組むか、持っていくかということによるのだと思うのですけれども、その辺の中身の考え方があればお伺いします。

委員長 廣田保健師長。

保健師長 パーソナルヘルスレコードについてお尋ねの件についてお答えいたします。

この事業は、今委員さんがおっしゃったように、まず病院と個人をつなぐアプリ、これはほかにいろいろあるわけですけれども、今回は行政がそういった健康づくりにアプローチするというふうな観点も含んだアプリというか、事業になっております。

町では、人間ドックを受けていただいた方に、その結果を通して個人的にアプローチするようなやり方を考えております。いわゆるチャット形式で、例えば体重測定を毎日やりましょうというふうな目標を立てた場合に、どうなっていますかというふうなやり取りを、ふだんであれば対面だったり、電話で行うものですが、それをこの世の中ですので、要はスマートフォンを通して、アプリを通して、そういった保健指導を行っていくようなスタイル、それから健康教室とかのご案内をプッシュ配信したり、そういうことも考えたりしております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで10時35分まで休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 再開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、認定第2号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 国民健康保険特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

決算書183、184ページをお開きください。歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款国民健康保険税が9,484万3,900円、3款県支出金が4億2,990万2,889円、5款繰入金が9,551万5,927円、6款繰越金が1,195万6,718円、総額6億3,339万613円となっております。

185ページ、186ページをお開きください。歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が3,243万3,143円、2款保険給付費が4億179万4,878円、3款国民健康保険事業費納付金が1億2,326万4,032円、5款保健事業費が868万1,872円、6款基金積立金が1,419万8,000円、8款諸支出金661万7,932円、総額5億8,698万9,857円となっております。歳入歳出差引残高4,640万756円となっております。

令和2年度に新たに実施した事業について説明いたします。195ページ、196ページをお開きください。1款1項1目総務費、一般管理費、12節委託料の国保事務処理標準システム導入業務委託料265万1,000円、オンライン資格確認機

能導入業務委託料23万3,750円、高額療養費管理システムデータ移行業務委託料38万5,000円、18節負担金補助及び交付金の国保事務処理標準システム自動連携環境構築業務負担金12万2,100円は、令和2年10月から稼働している事務処理標準システムへの移行作業や国保広域化に伴うネットワーク整備、オンライン資格確認に係る業務の委託経費や構築に係る負担金になります。

決算状況につきましては、決算附属資料の36、37ページに前年度との比較も含めて記載しております。また、決算附属資料の183ページから185ページにかけて国民健康保険事業の概要や加入状況、保険給付状況、国保税税率表、保健事業について記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 歳入において不納欠損が13万7,279円ということで処理をしているようでありますが、決算附属資料の168ページによれば18件ということですが、人数は、これは1人の方の分ということですか、2人の方の分ということなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 それでは、不納欠損の状況については私のほうから説明させていただきます。

不納欠損の状況、168ページのところなのですが、平成23年度1人、平成24年度1人、平成29年度2人となっております。23年度と24年度については、同じ人となっております。平成29年度2人については別々ということで、実質の人数は3人となっております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第2号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第3号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 後期高齢者医療特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

決算書209ページ、210ページをお開きください。歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款後期高齢者医療保険料が5,581万6,500円、3款繰入金が3,303万5,000円、総額8,905万1,400円となっております。

211ページ、212ページをお開きください。歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が356万5,817円、2款後期高齢者医療広域連合納付金が8,540万5,665円、総額8,903万9,262円となっており、歳入歳出差引残高が1万2,138円となっております。後期高齢者医療は、岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として保険料額の決定、医療費の給付、被保険者証の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知書の発送等の業務を行っております。

令和2年度に新たに実施した事業は、217ページ、218ページの1款2項1目総務費徴収費、12節委託料、事務支援システム改修業務委託料18万7,000円で、令和3年4月から見直しになります保険料均等割軽減特例に対応するためのシステム改修業務の委託経費になります。

決算状況につきましては、決算附属資料の38ペ

ージ、39ページに前年度との比較も含めて記載をしております。また、決算附属資料の185ページから186ページにかけて、後期高齢者医療制度事業の概要や被保険者数、保険料賦課・収納状況、申請書の受付状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第3号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第4号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 介護保険特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

初めに、保険事業勘定です。決算書221ページ、222ページをお開きください。歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款保険料が2億3,011万9,930円、3款国庫支出金が3億8,788万9,054円、4款支払基金交付金が3億6,065万3,509円、5款県支出金が2億417万7,160円、7款繰入金が2億7,896万7,300円、8款繰越金が670万9,717円、総額14億6,863万7,939円となっております。

223ページ、224ページをお開きください。歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費

が3,251万5,015円、2款保険給付費が12億7,610万9,911円、3款地域支援事業費が5,943万6,358円、5款基金積立金が5,102万7,000円、総額14億3,482万9,554円となっており、歳入歳出差引残高が3,380万8,385円となっております。

令和2年度に新たに実施した事業について説明いたします。235ページ、236ページをお開きください。1款1項1目総務費、一般管理費、12節介護保険システム改修業務委託料277万1,120円は、社会保障・税番号制度標準レイアウト改定版や令和3年度介護保険法改正に係る介護保険システム改修業務の委託経費です。また、第8期介護保険事業計画策定業務委託料57万2,000円は、第8期介護保険事業計画策定時に使用する基礎資料の作成に係る業務の委託経費になります。

続きまして、サービス事業勘定です。決算書257ページ、258ページをお開きください。歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款サービス収入が348万8,530円、2款繰入金730万1,000円、総額1,139万9,637円となっております。

259ページ、260ページをお開きください。歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が835万2,424円、2款事業費が276万300円、総額1,111万2,724円となっており、歳入歳出差引残高28万6,913円となっております。

歳出の主なものは、地域包括支援センターに設置しているシステム機器の経費、介護予防サービス計画作成業務委託料となります。

決算状況につきましては、決算附属資料の40ページから43ページに前年度との比較も含めて記載しております。また、決算附属資料の89ページと90ページ、186ページから194ページにかけて介護保険事業の要介護認定状況や介護保険料、給付実績、サービスの利用状況、地域支援事業などについて、195ページから199ページにかけて地域包括支援センターの運営状況や総合相談・支援業務、介護予防・日常生活支援総合事業、権利擁護、認知症施策、サービス事業勘

定における介護予防サービス支援計画書の作成状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

介護保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 介護保険でも不納欠損が16万9,600円ということで、歳入で実施をされておりますが、2年度分までの収入未済が53万7,100円ということで、合計で滞納件数で言えば46件、滞納者数で言えば13件で、実人数は8人というところでありますが、この繰越し、これは繰越し分の保険料ということで不納欠損をされるわけですが、この実人数が例えば令和2年度分の滞納の実人数に入っているのか、不納欠損された方は令和2年度分も滞納者の数にカウントされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えします。

決算附属資料169ページの(2)、保険料納付者数の不納欠損額のところの数字かと思っております。これの内訳は、平成28年、平成29年、平成30年ということでございますので、令和2年度は含まれておりません。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 平成28年から不納欠損された方は、例えば健在で、令和2年度分は滞納者になっていないかということを知りたいのですが。

委員長 税務課長。

税務課長 大変失礼しました。令和2年度も対象になってございます。実人数は1人ということで、財産調査等を行った結果、納付できる状況にないということで不納欠損したものでございます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 そうすると、令和2年度で不納欠損をされた方の1名分は、今後も不納欠損になり得る可能性がある滞納ということの判断でよろしいですか。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えします。

今の状況では、仕事等をしておられない状況でございます。仕事をして収入があれば納付ができるのかなと思ってますし、今の状況では令和2年度も調査をした上で不納欠損処理をしたい、執行停止をかけて不納欠損したいと考えております。

委員長 高橋和子君。

4番 何ページということはないですが、各施設、介護施設それぞれ頑張っておられますが、住民の側から見て、入れず待機者になっている方をどれだけ把握されているかお伺いします。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 待機者についてですけれども、町内のグループホーム等を含めた分については現在事業所に依頼して集計中ですので、そちらのほうはまだ資料は持ち合わせていないのですが、県のほうで特別養護老人ホームのみに特化した調査がございますが、そちらの結果でもいいでしょうか。そちらのほうですと、町外も含めてですけれども、申込み状況は今年度の4月1日現在で59名、昨年度の令和2年度と同じ調査だと50名となっておりますので、昨年度に比べて9名ほど多くなっている状態です。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 今特養の分のご説明をいただきました。特養というのは、介護から見ると最後のとりでみたいところがあると思いますが、ここで待機者の方々、これは実人数か、延べ人数か、ちょっと。それでも変わってくるかなと思いますが、どんな状況でおられるのか把握されていますか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

今お話ししたのは、実人数となっております。重複して申し込んでいる方がそのうち33名おります。そちらの待機している方は、まず老人保健施設にいたり、あとグループホームにいたり、あと家で短期入所等を利用しながら待っている状態となっております。

委員長 高橋和子君。

4番 入院されている方はおられますか。今のご説明なかったけれども。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 入院されている方は、その時点、4月1日時点で4名おりました。

委員長 高橋輝彦君。

6番 これは、附属資料の187ページの介護認定者の内訳の表があるのですが、これは計画を立てて、それのおりにいくなんていうことはなかなか難しいことだとは思いますが、次の段階、レベルが下がらないように努力しないといけないのだろうなというふうに思っております。今のレベルよりだんだんよくするなんていうことは本当に難しいことなのだろうと思いますけれども、今コロナの影響で大分動く機会が、体を動かす機会がなくなってしまったのだろうなと思います。もしかすれば、その影響でレベルが下がってしまったのではないのかなと思ったりもしますけれども、その部分で対処していかなければならないところがあるのだと思うのですが、そういうような対処の仕方とか考えていらっしゃるでしょうか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 お答えいたします。

介護度のほう、進むのを止めるために、止めるといいますか、維持できるように予防事業に力を入れていきたいと考えております。コロナの関係で難しいですが、公民館サロンの実施事項を増やしたり、あとは今サービスを使っている方についても自立支援ケア会議等を通じて持っている機能を維持していくとか、そう

いうプランを立てていただき、そちらに沿ってサービスを使っていただくというのを目標としております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第4号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで健康福祉課への質疑をひとまず終了し、次の税務課の審査に移るため、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時05分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、税務課の審査を行います。税務課は歳入から行います。

税務課長から歳入及び歳出、2款総務費について事業の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 令和2年度税務課所管の決算審査に当たり、説明補助員として藤原課長代理、藤戸主事も同席し、審査説明に加わりますので、よろしく願いいたします。

税務課は、主に決算附属資料に基づき、歳入を中心にご説明させていただきます。

決算附属資料159ページからになります。初めに、町税でございます。町税の収納状況（現年課税分）でございますが、調定額の総額が5億1,149万8,288円、収入済額が5億466万7,332円、収入未済額が683万956円、収納率が98.66%となり、前年度比では固定資産税以外ではポイント増となりましたが、固定資産税が0.91ポイント減となったため、町税全体では0.36ポイント

減となりました。減となった要因につきましては、この後(3)の固定資産税のところの説明したいと思います。

次からは、税目ごとの説明になります。(1)、個人町民税でございますが、納税義務者2,565人中、未納者は10人、調定額1億6,973万7,600円に対し、収入済額は1億6,954万4,244円、収入未済額は19万3,356円、収納率は99.89%となり、前年度比0.05ポイントの増となりました。

次に、(2)、法人町民税では、均等割課税が128事業所、法人税割課税は55事業所となっております。調定額及び収入済額ともに2,006万2,400円となり、収納率は100%で、前年度比0.11ポイントの増となりました。

160ページをお開きください。(3)、固定資産税では、土地、家屋、償却資産を合わせた調定額は2億3,772万7,000円、収入済額が2億3,125万5,400円、収入未済額が647万1,600円、収納率は先ほど申し上げました97.28%で、対前年度比0.91ポイント減となりました。この0.91ポイント減となった要因としては、新型コロナウイルス感染症により徴収猶予等が影響したものと捉えております。

次に、161ページを御覧ください。(4)、軽自動車税では、表にありますとおり、①、種別割の調定額2,311万3,200円に対し、収入済額2,305万1,000円となり、収入未済額は6万2,200円、収納率は99.73%で、前年度比0.39ポイント増となりました。

②の環境性能割では、令和元年10月から自動車取得税が環境性能割となったもので、そのうち軽自動車で発生した町税の調定額、収入済額ともに87万1,500円、収納率は100%となっております。

次に、162ページをお開きください。(5)、町たばこ税では、たばこの本数が370万8,429本、税額、収入済額ともに2,166万9,543円、収納率100%となりました。昨年に比べ、たばこの本数は36万本ほど少なく、収入済額でも132万円

ほど減額となっております。

次に、(6)、入湯税では、施設数、課税宿泊客数、課税日帰り客数が共に減少し、調定額、収入済額ともに減少しております。収納率は97.61%となっております。

次に、163ページを御覧ください。2の滞納繰越分では、合計で調定額が3,329万4,995円、収入済額が221万3,393円、不納欠損額が143万9,135円、収入未済額が2,964万2,467円、収納率が6.65%、前年度比1.75ポイント増となりました。増となった要因につきましては、この後5の滞納処分の執行状況で説明したいと思えます。

次に、3、町税の滞納の状況（現年度分）では、国保税と介護保険料を除く町税の現年度分滞納額は683万956円となり、前年度比で181万69円の増、収納率にして0.36%減、過年度分を含める滞納総額では3,647万3,423円となり、前年度比で317万8,412円の増、収納率にして0.54%減少しています。減となった要因につきましては、160ページの固定資産税のところでも説明したとおり、新型コロナウイルス感染症により徴収猶予等が影響したものでございます。

次に、4、不納欠損の状況では、地方税法の規定に従い綿密な調査を行い、徴収不能と判断される事案について12人、52件、額にして143万9,135円の不納欠損処理を行いました。内訳は、地方税法第15条の7第4項の規定によるもので、これは生活困窮、居所不明、または財産搜索を行った結果、換価できる財産がなかったため、執行停止を行い、3年で納税義務が消滅したものの、これが20件ございます。それから、地方税法第18条第1項の規定によるもの、これは同じく生活困窮、居所不明、または財産搜索を行った結果、換価できる財産がない等の理由で滞納処分の執行停止等を行い、5年で時効が成立したものの32件となっております。

次に、164ページをお開きください。5、滞納処分の執行状況ですが、執行した差押え件数が

15件、対象税額が4,585万2,959円、換価または取立金額では件数が18件、収入額が284万4,125円となりました。1.75ポイント増となった要因としては、岩手県滞納整理機構への派遣職員の経験を生かし、徴収事務に取り組めたことが増となった要因と捉えております。

次に、6、総務手数料（税務手数料）の状況、7、延滞金及び加算金の状況、8、県民税徴収取扱事務委託金の状況、9、納税貯蓄組合の状況についてであります。表のとおりとなっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上、歳入分についての説明を終わりました。次に歳出について説明します。決算書抜粋版を御覧ください。決算書抜粋版の9ページ、10ページをお開きください。2款2項2目18節負担金補助及び交付金は、前年度と比較して半分以下の支出済額となっておりますが、これは納税貯蓄組合の減少により事務費補助金が減額したものでございます。歳出については、以上で説明を終わります。

続きまして、国民健康保険税についてご説明いたします。決算附属資料166ページを御覧ください。国民健康保険加入者の状況では、1、基礎課税分、2、後期高齢者支援金等課税分の令和2年度の年度末の世帯数は711世帯、被保険者数は1,093人です。

3、介護納付金課税分の被保険者数は305人であり、これらの表から世帯数及び被保険者数は年々減少していることが分かります。

次に、167ページを御覧ください。4、国民健康保険税の課税実績ですが、所得割、資産割、均等割、平等割のそれぞれの総額及び課税総額並びに限度額課税世帯、限度額を超える金額についても前年度並みの数字となっております。

5の現年課税分では、合計で調定額が9,527万3,100円、収入済額が9,370万7,700円、収入未済額156万5,400円、収納率98.36%となり、前年度比で0.21ポイント減となりました。

6、国保税軽減の状況については、7割、5割、2割軽減ともに前年度とほぼ同じ数字となっております。

次に、168ページをお開きください。7、滞納繰越分ですが、一般被保険者、退職被保険者、合わせて収入済額が113万6,200円、不納欠損額が13万7,279円、収入未済額が128万4,824円、収納率が44.41%で、対前年度比で8.86ポイントの減となったものの、令和2年度の岩手県内の収納状況をお知らせしたいと思います。県内の収納状況で見ますと、滞納繰越分で西和賀町は第2位、現年度分と合わせると県内第1位の収納率となっていることをお伝えしたいと思います。

次に、8、不納欠損の状況ですが、町税同様に地方税法の規定に基づき綿密な調査を行い、徴収不能と判断される事案等について18件、13万7,279円の不納欠損処理を行いました。

次に、9、督促手数料と延滞金及び加算金の状況は表のとおりとなっております。

次に、10、滞納の状況ですが、滞納者数33人、285万224円となり、前年度と比較すると滞納者実人数では5人削減できましたが、滞納金額では29万1,921円増となりました。

次に、169ページを御覧ください。3、介護保険料について説明いたします。介護保険料の状況ですが、現年度分の特別徴収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は2億3,082万6,630円、収入済額2億3,011万9,930円、不納欠損額16万9,600円、収入未済額53万7,100円となりました。

次に、収納率ですが、現年課税分の特別徴収は100%、普通徴収は96.79%となっております。滞納繰越分については70.42%で、前年比13.29ポイント増となりました。

次に、滞納者の状況ですが、滞納金額が53万7,100円で、前年度から42万7,030円減額、滞納者実人数も6人減少させることができました。

督促手数料は、表のとおりとなっております。

次に、ページ飛びまして185ページ、186ページをお開きください。2の後期高齢者医療保険料賦課・収納状況についてですが、令和2年度は調定額から収入額を差し引いた11万2,000円が収入未済額で、滞納者は3人、収納率は99.8%となっております。

以上で説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。それでは、まず歳入について質疑を許します。

淀川豊君。

10番 町税の収納状況についてお伺いをしたいと思います。今課長から固定資産税の収納については、収納率97.28%ということで、これはコロナにおける徴収猶予の件が影響しているのだというようなご答弁をいただきましたが、これは実際に何件ほどコロナにおける徴収猶予はあったのか、その点についてまずご説明いただきたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えします。

徴収猶予の状況でございますが、固定資産税が3件ございました。金額が340万4,500円、その次に軽自動車税1件、これは6,000円でございます。もう一つは、入湯税1件5万3,925円、合計4件といいますか、5件ですが、そのうち実件数は4件となっております。合計金額でございますと346万4,425円猶予したとなっております。

委員長 淀川豊君。

10番 コロナによっていろいろな事情があつて、猶予された方が金額にして346万円程度あつたということだと思っております。その中で決算附属資料7ページの歳入決算の状況の中で、町税についての説明では町民税が1.7%前年より増えて、324万4,000円ほど町民税の税収が上がっているということであつたということだと思っております。担当課としてはコロナ禍でいろいろ住民

に影響がありながら、住民税がプラスになったということについてはどのような考え方を持っているのか、その点について伺いたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 それでは、お答えしたいと思います。

住民税が上がったということで、令和2年度の申告状況並びに課税状況調というのがございます。課税状況調では給与所得、それから不動産所得が増加しております。ほかのことについても触れたいと思いますが、営業所得、これはやはり新型コロナウイルス感染症により減額しております。所得が減っております。農業所得もやっぱり米価の下落等によって減ってございます。年金については、受給者の増減等がありますので、それについても若干であります、減ってございます。トータルすると、営業、農業、給与、年金等をトータルすると総所得自体は増えてございます。端的に言いまして、町民税の上上がった理由の要因としては、給与所得の増と不動産所得の増ということでご理解いただければと思います。

委員長 淀川豊君。

10番 町民税については、給与所得、不動産所得が上がったことが大きな要因だということだという答弁でありましたが、歳入の中で地方交付税についてもちょっとお聞きしたいのですが、今回交付税全体では1億3,500万円の増ということの結果であったようではありますが、その説明書きでいけば普通交付税の費目の新設あるいは上水道の高料金対策の適用による補正係数の増等により交付額が、これで1億1,000万円ほど増えたということだと思いますが、これは令和2年ではこういった要因で地方交付税が若干といえますか、3.5%ほど増となったということではありますが、これは今後もまず続くというか、令和3年度であります、大きく減ることなく推移していくものと見ているのか、その点については担当課としてどのように捉えていますか。

すか。

(休憩の声)

委員長 淀川豊君。

10番 すみません、ちょっと質問の表現を変えますが、令和2年度で、例えば費目の新設あるいは水道料金の補正係数の増によって増えた分というのは、令和2年度だけ特別に考えられる増の要因なのか、今後もそれは引き続き、その分の要因は令和3年度以降も続くということなのか、そこら辺の見方についてお聞きします。

委員長 今の質問は財政のほうも絡んでいますが、総括でもう一度質問をお願いします。

高橋輝彦君。

6番 今固定資産税の部分で収入未済の説明がありました。コロナ禍の猶予ということになったということではありますが、令和3年もコロナの影響はあるのだと思うのですけれども、令和3年、令和4年に入って、その分の徴収見込みというものは計画が立っているのかどうかお聞きします。

委員長 税務課長。

税務課長 令和3年度、令和4年度とコロナの影響による減免等の計画は立てているかということについてお答えします。

先ほどの徴収猶予は、令和2年度限りのものでございまして、令和3年度、今年度については固定資産税の免除をしております。それは規定に沿った形で、令和3年度については免除するということでございます。件数等は今持ち合わせておりませんが、令和3年度については免除していると。令和4年度につきましては、今の状況ではちょっと先は見通せない状況となっております。

委員長 早川久衛君。

9番 全ての税金についての考え方をお伺いしますが、町民税、いろんな水道から国保からあるわけなのですけれども、その中で思いやりという感じでの請求というか、そういうふうな淡々と規定にのっとって徴収をしているの

か、その辺の考え方をお願いします。

委員長 税務課長。

税務課長 基本的な考え方ということで、思いやりのある徴収をしているのかどうかというようなお尋ねに私聞き取りましたので、思いやりといますか、どうしても困難な際には納税相談というのがございます。そういう相談を通じて分割納付の誓約書を交わして、年内完納するようなことをしております。

あとは、思いやりということでは、我々は地方税法等の規則によってやっていますので、どうしても納付できないという方については、まずは納付相談からということからスタートしてございます。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 一口に言えば、そういうふうな思いやりは一切ないと言い切ってもいいですか。

委員長 税務課長。

税務課長 納税相談をすることがやはり私どもとしては思いやりにつながるのかなと思います。というのは、財産調査等を行って、普通であれば納付しない方についてはすぐ滞納処分を行いますが、納税相談、納付相談をした方については、計画どおり分納されていけば、それは行わないということですので、まずは分納相談、納税相談されたお客様については、計画どおり納付されていけば滞納処分は行わないということですので、それが唯一の思いやりになるのかなと考えています。

委員長 早川久衛君。

9番 コロナに関わるに非常に厳しい経済状況にあるわけで、西和賀は。そういうふうな状況の件数は何件ぐらいありますか。

委員長 税務課長。

税務課長 それでは、令和2年度、国民健康保険税、あるいは介護保険料、後期高齢者医療保険、それらの保険料、税について、コロナ減免といえますか、減免をいたしました令和2年度の国

保の減免件数は9件ございました。これは、前にも議会のほうで説明しておりますが、国保の減免件数9件、減免額で112万6,400円となっております。介護保険料につきましては、減免件数が16件、減免額で159万4,700円となっております。後期高齢者医療保険料では、減免件数4件、減免額で6万2,200円となっております。今年度、令和3年度につきましては、今……相談はあったのですが、まだ正式に受付はしていないという状況で、今1件あるかないかの状況でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、税務課が所管する歳出、2款総務費について質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで税務課への質疑をひとまず終了し、昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休 憩

午後1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

農業委員会の審査を行います。農業委員会が所管する6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から事業の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、説明に入ります前に、農業委員会事務局及び農業振興課の出席者についてご報告いたします。

まず、農業委員会事務局主査の早川求でございます。続きまして、農業振興課、6次産業推進監、菊池輝昌でございます。課長代理の加藤

一幸でございます。主査の小松智仁でございます。同じく主査の新田賢一でございます。私、農業委員会事務局長及び農業振興課長の泉川道浩です。よろしくお願いいたします。

それではまず、農業委員会の決算概要についてご説明いたします。資料は、令和2年度西和賀町歳入歳出決算書抜粋農業委員会という資料と決算附属資料の200ページ、201ページに農業委員会の活動概要を記載しております。

ご承知のとおり、農業委員会の主な業務は、毎月1回の農業委員会議と、農業委員、農地利用最適化推進委員の合同の全体会議、農地を有効に活用するための農地の利用調整でございます。したがって、毎年の決算も大きな変動はなく、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬、農業委員会事務局職員の給与などが主な支出でありまして、歳入はそれに付随した補助金となっております。

それでは、歳入歳出決算書の歳出1ページ、2ページをお開きください。6款農林水産業費の農業委員会分の支出総額は2,455万4,405円と前年度の2,494万1,489円とほぼ同額となっております。新型コロナの影響で各種大会などが中止になったことから、旅費に不用額が出ていることぐらいが前年との違いとなっております。また、令和2年度には農業振興課と協力し、地域農業マスタープランの実質化を行い、今後の地域農業の担い手の明確化を行っております。

以上、簡単ではございますが、農業委員会の令和2年度決算の概要について説明いたしました。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで農業委員会が所管する一般会計の審査

をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで農業委員会への質疑をひとまず終了し、農業振興課の審査を行います。

農業振興課が所管する6款農林水産業費、11款災害復旧費について、農業振興課長から事業の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長 それでは、農業振興課の決算概要について説明いたします。

資料は、令和2年度歳入歳出決算書抜粋農業振興課の資料と決算附属資料91ページから106ページに個別事業の概要、202ページから206ページに農業振興課各種指標を記載しております。説明に当たっては、決算書抜粋に沿って新規事業、例年と違う部分を中心に説明いたします。

それでは、歳入歳出決算書の歳出の1ページ、2ページをお開きください。6款農林水産業費、農業振興課分の合計支出額は4億5,684万823円となっております。令和元年度4億1,623万1,737円に比べ4,060万9,086円、9.8%の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、3目農業振興費において生産性向上支援事業費補助金として3,200万円、4目畜産業費において畜産競争力強化整備事業費補助金として2,400万円の支出があったことなどが影響しております。これらについては、後ほど説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。農業振興費、10節需用費の中にその他という部分がございます。210万9,961円となっております。これは県産農産物学校給食提供緊急対策事業として、県のコロナ対策の一環とし、岩手県産の農作物を学校給食の食材として提供したもので、西和賀町産の南部かしわを町内はじめ花巻市や北上市など7市町に提供したものでございます。

また、ここに不用額179万4,335円がございますが、ほとんどがこの事業の不用額ということになっております。

12節委託料、産業間連携事業委託料176万円は、町内で生産された農産物を町内で流通、消費する仕組みを促進するために、生産者、加工販売業者、産直、旅館の連携や商品開発を目指し、産業間の連携を進めたものでございます。

18節負担金補助及び交付金に417万1,024円の不用額が出ておりますが、これは畜産等廃棄物処理事業費補助金におきまして、昨年12月に補正いただきました200万円、株式会社山の幸王国が当初予定していなかった冬季除雪等の請負により相当額の黒字が予想されたことから、補助金の執行を停止したものの、また昨年から今年にかけての大雪への対策として、農業用ハウスの除雪や融雪剤散布への補助金として200万円の予算措置をしておりましたが、活用額が75万8,513円にとどまり、124万円余りの不用額となったことなどが影響しております。

繰越明許費4億4,351万6,000円は、湯田牛乳公社のヨーグルト工場建設工事に対する補助金の繰越しでございます。

5ページから6ページをお開きください。18節負担金補助及び交付金、下から3段目の生産性向上支援事業費補助金3,232万400円は、コロナ対策として西和賀産業公社が運営しております農林産物加工場へのワラビの真空包装機械の導入や屋根の塗装に対して補助したものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。4目畜産業費、18節負担金補助及び交付金の下から3段目、畜産競争力強化整備事業費補助金2,426万6,000円は、畜産農家の繁殖畜舎、敷料保管庫の整備に対し補助したものでございます。

5目農地費、12節委託料、防災ため池ハザードマップ作成業務委託料169万4,000円及び繰越明許費239万8,000円は、近年大雨災害が多発していることなどから、特定農業用ため池の指定

とハザードマップ作成が義務づけられ、町内では5か所が指定され、令和2年度事業として2か所のハザードマップを作成し、残りの3か所については令和3年度に繰り越して作成するものでございます。

なお、財源は100%国庫補助ということであります。

9ページ、10ページをお開きください。18節負担金補助及び交付金の上から2つ目、県営農業農村整備事業計画調査費負担金220万3,000円は、土地改良事業の導入を予定している川舟地区の調査を平成30年度から3年間かけて行ったものであります。

なお、川舟地区については、経営体育成基盤整備事業として区画整理107ヘクタール、総事業費31億6,900万円、事業期間が令和3年度から12年度の予定で、今年度採択されております。

歳入につきましては、歳出事業に付随した県補助金等となりますので、よろしく願いいたします。

以上、農業振興課分の令和2年度決算の概要について説明いたしました。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 農業振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 これまでも各課、地域おこし協力隊員がいらっしゃる課については、その活動状況ということでお聞きをしてきましたので、決算書に地域おこし協力隊等の文言がございませんが、そういう事業の中には農業振興課に1名ということで記載されておりますので、お聞きをしたいと思います。令和2年度農業振興課における地域おこし協力隊の活動についてお聞きしたいと思います。

もう一点ですけれども、附属資料の95ページの上段、6次産業推進事業、産業間連携組織設置計画策定事業ということではありますが、実施状況については会議、マルシェと銀河のしずく

についての実施ということでありますが、この産業間連携会議においてどのような意見が出されて、事業目的でも具体的な計画に取りまとめるということを目的としておりますので、その意見をどう取り入れて、具体的にどのような計画がつけられたのかということと、にしわが食材マルシェについては出荷農家数が延べで180戸となっておりますが、実数で何農家あるのか。また、にしわが食材マルシェ期間の全体の売上げはどの程度あったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、協力隊の活動について私のほうからお答えいたします。

農業振興課関係の協力隊につきましては、令和2年度当初1名でしたが、途中採用がありまして2名となっております。3年間の活動期間後、ここに定着すべく、1人につきましては2年目の活動でして、半農半Xを目指すという形でいろいろな活動をしております。地域に根差した活動を行うということで、地域の人たちとの話合いをしたり、あるいは農業部門ではヤギの飼育、また観光農園を行いたいということで、その観光農園用の実践まではいきませんが、その農作物を作ったりしておりますし、このほか半農半Xの半X部分については、むしろそちらのほうが大きいかもしれませんが、ライター、物書き、物を書くというような作業を請け負って1年間活動しております、今年度につきましても引き続きそういった活動に加え、古民家を貸しオフィスにできないかというような形で、そういった活動についてを考えて今行動しているところでございます。

もう一人につきましては、将来西和賀で羊を飼いたいということで、将来的には羊で暮らしていけるぐらいの頭数にしたいということでしたので、山の幸王国のほうに配属しまして、大型機械の技術習得等を行っておりますし、実際に何頭か羊を買い入れまして、その飼育をさせ

ているところでございます。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、私のほうから6次産業関係の取組についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、産業間連携です。附属資料の95ページということで、産業間連携の会議の実施状況ということでございますけれども、昨年度は1年間で5回の会議を開いたということでございます。その中でということなのですけれども、先ほどお話しいただきましたにしわが食材マルシェ、町内で生産される野菜を町内に流通させる取組、あるいは銀河のしずくということで、試食会ですとか、事業者に対してモニタリング調査というものを行ったのですけれども、その進め方について様々な意見をいただいたということでございます。

ちょっと細かな話になるのですけれども、例えば野菜の関係なのですけれども、実際に使う人たちからどのようなものが必要かといったことをしっかり聞いた上で取り組むべきだといったことですとか、あるいは必要であればということなのですけれども、例えば農業用のハウスですか、そういったものに対する助成をしてもいいのではないかと、そういった意見も出されております。

米の関係なのですけれども、進め方として事業者からしっかりと細かく事業ニーズについて意見を聞いた上で取り組むべきだといった意見もございましたし、あるいは銀河のしずく、令和2年産から生産できる、地域限定ながら西和賀町でも生産できるようになったわけなのですけれども、その部分の知名度、こういったものも広く町民のほうにPRしながら進めたほうがよいと、そういった意見を伺ったということでございます。

それらを踏まえて、令和2年度全体として、特に町内で生産される農産物を、繰り返しになりますけれども、町内でいかに流通させるかと

いったことを具体的にまとめる計画を年次ということをつくって、それに基づいて取組を進めてきたというのが中身ということでございます。

それから、マルシェの件、マルシェのご質問がありましたけれども、延べ数は180農家ということなのですけれども、実数は15程度だと思いましたが、これについては整理をした上で、後ほど具体的な数をお答えさせていただきますと思います。

それから、全体の売上げということでもございましたけれども、金額としては小売店さんから農家に渡った金額ということになりますけれども、これは83万8,775円となります。したがって、店頭で販売する価格、もうちょっと違った感じになると思えますけれども、こちらで把握しているのは小売店さんから農家のほうに渡ったお金ということで83万8,775円ということになります。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 協力隊についてですが、課長からその活動についてはいろいろお聞きをしましたが、どの課でも一様に聞いておりますが、1年間の詳細な計画であったり、目的であったり、そういったものは年次計画、あるいは1年計画、2年計画、3年計画といった形で明確に協力隊とコミュニケーションを取りながら、そういう計画というものはあるのか、その点について。

6次産業についてですが、今回この計画策定事業は今後の産業間連携の進め方を具体的な計画に取りまとめることを目的とするとなっておりますが、この具体的な計画というのはにしろが食材マルシェをやるという計画、あるいは例えば銀河のしずくについて、そういった計画をつくるということの意味合いの計画なのか。全体的に今後どうやって産業間の連携を取っていくかというような計画なのか、その点はちょっと確認です。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 協力隊についてお答えいたします。

1年間の明確な計画というのはつくっておりませんが、毎月1回、関係者で面談を行って、今後どのようにしていくというようなことを協議して連携を取ってっております。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、産業間連携の具体的な計画の中身ということをお答えをしていきたいというふうに思います。

産業間の連携ということで、なかなか難しいテーマということなのですけれども、個別のマルシェですとか銀河のしずくの普及活動、そういった個別の事業を一つ一つ具体的にやりながら、産業間の連携といいますか、それぞれ一次産業から二次産業、三次産業としてどんなことができるかというものを明らかにしながら進めていくということで、最初から理想の姿、産業間連携というのはこういったものであるべきだということを示して、そういった計画ではなくて、具体的な活動、こういったことをやるということを通じながら、一次産業から三次産業のあるべき役割ですとか、姿ですとか、そういったものを少しずつ明らかにして、そして皆さんで理解しながら進めていくというふうなスタイルで進めていきたいというのがこの計画の中身でございます。考え方でございます。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 協力隊については、月1回の職員との面談ということで、コミュニケーションは図られているようでありますが、観光商工課等の話を聞いても十分なコミュニケーションを取りながらいろいろな活動をしてもらっているというような答弁もいただいておりますが、農業振興課では月1回のその面談で十分なコミュニケーションを図られて、例えば3年後、協力隊が終わって地元で起業する場合に、その当人が困らないというか、ある程度自立してやっていけるような、そういうふうな活動につながっていると

いうふうに考えているのか、その点。

6次産業推進事業ですが、課長言っている話はわかるのですが、事業の目的が今後の産業間連携の進め方を具体的な計画に取りまとめることを目的とするということで、この176万円という予算が認められ、それを消化したということだというふうに思いますが、今の課長の話ですと今後の産業間連携の進め方を具体的な計画に取りまとめる計画はできていないけれども、それにまつわるオプション、その内容の一部となるような取組をしたということですか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

まず、今まで農林関係の協力隊については、ある程度定着率がいいのかなというふうに思っております。これは理由があるわけではないのですが、例えば農業だけで食べていくのは相当難しいというようなことは来たときから話し合っておりますので、そういった部分で、ではどういふものを組み合わせていくかというような形で、最初から3年後のことについては十分に話し合いながら協力隊と協議し、方向転換をしておりますので、その点については十分協議がなされているものと思っております。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 先ほどのご質問のほうにお答えさせていただきたいと思えます。

平成30年ということでもございましたけれども、西和賀町の第2次農業農村振興プランというものを策定していると。その中でということなのですけれども、6次産業の進むべき方向性というものを見直して規定しておりますけれども、その中に、繰り返しになりますけれども、町内で生産される農産物等を町内で消費、流通を進めるということがあって、これを具体化するために産業間連携の推進会議を設置して、そして具体的な計画をつくって、活動の中身をまとめてということになりますけれども、今推進をしているということでもございます。したがって、

農業農村振興プランで決めた、いわゆる先ほど申し上げた中身、これを具体的にどのようにするかということはこの会議の中でも話し合っ、年次計画ということでまとめながら少しずつ進んでいるというのが実態でございます。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 協力隊については理解しました。

6次産業ですが、おおむね今の答弁で分かったような気がします、産業間連携の進め方を具体的な計画に取りまとめることということの私のイメージが、例えばどちらかというと総合計画であるとか、そういった計画に取りまとめることなのかなというイメージがあったわけですが、どちらかというと行動計画というか、そういった形の計画ということの認識でよろしいですか。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 そのとおりでございます。アクションプランというふうに言い換えてもいいかと思えますけれども、そのような形の計画ということでもございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも一部重複する、関連する質問を含めて3点ほど聞きたいと思えますけれども、にしわが食材マルシェに関して、先ほど売上げの数字を担当課のほうからお聞きしましたけれども、経費的にはどの程度かかったのか。たしか運送に関しては初めての事業ということで、役場のほうでそちらのほうを担当したと思えますけれども、将来的見通しとして、その運送費をかけた上でもこの売上げの中で事業として成立するというようなシミュレーションが反省としてできたのかという点。

あとは、96ページの農地集積協力金交付事業が72万円から2万3,000円と非常に年々金額下がっていているのですけれども、農地集積はある程度町内でできたのだというような見通し

なのか、先ほど川舟のほうの事業はまだあるということで、そういう事業、途中のもあって一時的に交付金が少なくなっているという、どちらのような見通しを立てているのか。

あとは、堆肥センターの管理運営について、担当課のほうから以前湯田、沢内、今2つあるところを1か所にしていくという見通しで事業を進められているということでしたけれども、令和2年度の堆肥センターの維持管理、それでは湯田のほうに関しては現状維持というような管理方法、沢内については10年後、20年後を維持していけるような、そういう管理方法での管理、修繕が行われたか、その点について伺います。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは最初の質問ということで、にしわが食材マルシェの経費の関係、それからあとは今後の見通しということでございますけれども、いわゆる具体的な経費という部分、積算した数字というのは後ほどお答えをしたいと思っておりますけれども、大きなものとしてということですが、まず毎朝職員ですとか、地域おこし協力隊の関係で集荷ということになりますので、時間外の手当という部分が最も大きいものかと思っております。

それと加えてということですが、初期投資として、例えばコンテナ、具体的に言えばコンテナですとか、あるいははかり、あるいは伝票、こういったものを購入する経費というのが具体的な経費ということになるかと思っております。この積算した数字については、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

今後の見通しということでございましたけれども、一番懸念しているのがこの部分ということでありまして、役場といいますか、こちらの経費をずっとかけて、同じような形で運営をしていくということではなくて、将来的には農家ですとか、地域が自ら運営できるような形に変えていかなければいけないのかなという

ふうに思います。そうでないと、マルシェという形で恒久的に残っていくような事業にならないというふうに思いますので、この部分については今、令和3年度も継続事業として進めていきますけれども、非常に大きな課題であるというふうに認識をしているということでございます。

以上でございます。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 経営転換協力金等についてお答えいたします。

経営転換協力金は、おとしが3件、去年が1件ということで、農業をリタイアする方に交付する部分の交付金となっております。これは、現在面積によって金額が変わりますので、そういった部分で去年は小さい金額ということになっております。

なお、今後縮小していくかということですが、交付単価については何年かごとに縮小されておりますが、地域で農地をまとめるという部分については、その地域、地域で取組を行った際にそういう協力金が出てまいります。今年度になります。大野地区で現在農地集積を進めておりまして、この部分については今年度は大きな金額が交付されるものと考えておりますので、この部分は今後も推進していくということになります。

あと、堆肥センターの件でございますが、2つあるやつを1つにしていくということについては今後していかなければならないことと考えております。ただ、現実にはいつまでという部分はまだ決まっておきませんので、現在はどうしても壊れた部分の修繕というような対応になってきておりますので、今後そういった部分の機能をどういうふうにしたせるかについては協議してまいりたいと思っております。

委員長 高橋宏君。

8番 堆肥センターについては、まだ今後ということですが、いわゆる農家の利用の面で湯田、沢内の利用状況、どちらか閉めるとい

うことになると思うので、農家もそれなりの負担がかかると思うのですが、現在の利用状況から、もし将来なくなった場合のということのシミュレーションもできると思うのですが、利用状況をどのように把握して将来2つを1つにというふうな考え方なのでしょうか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

詳しい利用状況については、ただいま資料を持っておりませんので、この部分については総括の際にお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私のほうから3点ほど質問させていただきます。

まず最初に、農業振興課が出した抜粋の4ページの中にいって地域農業マスタープランの実践支援の事業補助金680万円ほどが歳出されているわけですが、この内容についてちょっと説明をいただけますでしょうか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

マスタープラン実践事業については、機械の補助ということ、機械あるいはハウスの導入に対しての1戸、1経営体への補助ということでございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 このプラン事業については、県内でも各地域において取り組んでいらっしゃるわけですが、西和賀の場合の進捗状況はどのようになっているのか、ちょっとお伺いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

各経営体から農業振興課のほうに機械の導入等について要望があります。それを取りまとめ、国庫補助事業、県単事業、そういったものに対して実際に導入がどうかという部分を点数づけによって決まっていきますので、なかなか皆さんの要望には応えられないのが実情ですが、

その点数づけをして、上位のほうから要望していくという形になって、点数の高いところが採択されるという形になっております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 今後法人化も含めて地域別な、集団的な取組が今度なされるのではないかなという、高齢化とか農業者の減少から含めて予想されるわけですが、マスタープランというか、この事業というのは、いわゆる今後町内においても一層重要な取組の事業ではないかなと考えますので、その辺今年度も取り組まれていると思うのですが、一層の町の対応を期待するものでございます。よろしくお願いします。

それから、附属資料の98ページの長原牧場の事業の件なのですが、この事業に対しては委託先ですか、山の幸王国に500万円余りの委託料で出しているわけなのですが、畜産農家に対しては農作業の起業に絡んだときとか、あるいは通年の畜舎扱いというのはなかなか大変なことも予想、かすかなあれですが、ただ、私考えるには、この長原牧場の経営、運営に当たっては度々、前回一般質問でも町の考え方を問うてきたわけですが、ただ今年度というか、昨年度の手数料が52万円ほどの余り、それから草地の売上げが61万円、これは長原牧場だけなのか、他もあるのか、ちょっと確認できないわけですが、実際には放牧を含めての、量も含めての113万円余りですが、畜産農家に対しては、大変なこれは町の手厚い協力だと思うし、畜産農家に対しての、いろいろな放牧されている方の意向も受けての町が取り組んでいる事例だと思うのです。ただ、実際にこれを経営なさっていく、今年度も経営なさっているわけなのですが、このまま引き続きこのような形で運営されていく予定なのか、その辺は今後担当する課として、あるいは課長としてのご意見を伺いたいと思います。

委員長 質問者に申し上げます。質問は簡潔明瞭にしてください。

農業振興課長。

農業振興課長 長原牧場のご質問についてお答えいたします。

決算附属資料の205ページに長原牧場の利用状況が平成26年度から令和2年度まで載っております。平成26年度、20戸86頭という利用でございましたが、令和2年度は8戸21頭という利用に大きく減少しました。これらを踏まえて昨年利用農家と話し合いを行いまして、令和3年度、今年度からは放牧については休止するというので、放牧事業は行っておりません。この点で農家のほうにご迷惑をおかけしている部分もありますが、農家からの希望としては、放牧を中止しても草の供給だけは行っていただきたいというご要望がありましたので、それを踏まえて今年度は草の供給だけという形の運営をしているところでございます。今後についても放牧再開はなかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。

では、次の別件に移ります。附属資料の107ページなのですが、また今回というか、林業振興課のほうにもあれだけでも、鳥獣の駆除の件なのですが、林業総務事務費なのですが、昨年度報酬とか委託、補助金含めて56万7,000円ほどなのですが、この結果はどのような、まず反省も含めて今年度事業なされるかお伺いします。

委員長 確認ですか。林業振興課のあれですけども。

2番 そうです。これは林業振興課なのか。農業振興課ですよ。というのは、すみません、この間の林業振興課の審議の中で、水田のほうとか農作物に対しては農業振興課がいわゆる担当というか、もちろんそうですが、やはり駆除とか予防策についての取組については、一応林業振興課で取り組んでいる件はお伺いしました

けれども、農業振興課で、この予算の中で駆除とか委託料がありますけれども、これだけの事業をやってどのような効果をもたらしたかということでお伺いしたいです。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

この事業分については、林業振興課の予算ですので、農業振興課のほうで直接この予算を使うということとはございません。ただ、農作物の被害状況というのは、もちろん農業振興課も一緒に行っておりますので、熊、イノシシの農業被害というのは年々非常に大きくなっておりますので、この対応ということは今後非常に重要なことの一つになるものと考えております。

農業も「業」ですので、それを考えると一義的にはやはり「業」を行う者が対応するというのが基本になると思います。それに対して、周りも含めてですが、どうやってその地域にそういう被害が出ないようにしていくかというのは農業振興課、林業振興課含めて、農業をやっている方、あるいは地域の方も含めて全員で考えていかないとならないことだと思いますし、ただ単に駆除しても、また次の動物がそこにやってきますので、やはりそこに入らないという手だてをすることが重要だと思いますので、それについては今後皆さんと協議して行ってきたいというふうに思っております。

委員長 高橋輝彦君。

6番 抜粋の歳出のほうの6ページでございます。町内産ビール消費拡大支援事業というのがございました。目的は、当然消費拡大ということなのですが、支援内容はたしか専用ビールのサーバーとか乾杯条例もあるということで、普及ということだったのかなとは思っておりますが、その内容の確認と、消費拡大の目的というのは大体どの程度達成されたと思われているのか、その状況をお聞きます。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 町内産ビールの町内消費拡大支

援事業についてお答えをさせていただきたいと思えます。

この事業ですけれども、2つの事業から成り立っております。1つ目は、町民へのビールの無償での配付というものと、それからもう一つは先ほど触れられておりましたけれども、町内の旅館ですとか飲食店に対して無償で貸し出すためのビールサーバーの購入の助成ということになります。

まず最初に、具体的に話をしますと、町民へのビールの無償配付でしたけれども、昨年8月上旬から8月いっぱいということで実施したわけなのですけれども、ヘリオス酒造さんのビール3本セットということでございましたけれども、これを西和賀町内に住所を有して配付を希望する方に対して配付をしたということでございます。2,177の世帯に対して配付を行ったということでございます。

そしてもう一つ、機材の導入ということでしたけれども、繰り返しになりますけれども、町内の旅館、飲食店に対して無償でビールサーバーを貸し出すと、そのビールサーバーの購入経費に対して助成をしたということでございます。台数としては、大体15台ということだったというふうに記憶しておりますけれども、その購入経費の一部の助成をしたということでございます。

どの程度の達成かということでございましたけれども、ヘリオスビールさん、西和賀町に来てからまだ間もないという部分がありますので、どれくらいの達成成果かということは申し上げられない部分はあるのですけれども、この事業を契機としてどんどん町内でも地ビールを消費していただきたいですし、売上げを伸ばして、西和賀にきちんと定着していただければというふうな考え方をしているということでございます。

以上でございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今推進監が言われたように、さらに推進していかなければならない部分だと思うのですけれども、令和2年を踏まえて、何かその辺の作戦というか、そういうものが出てきているのかどうかお聞きします。

委員長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えしたいと思います。

新型コロナウイルスの関係で、大々的にお酒を提供するということがこの頃なかなかしづらかった中、非常に苦慮しているわけなのですけれども、先月、8月に貝沢のほうでヘリオス酒造さんが主催する、いわゆるビールを提供するお祭り、イベントが開催されました。まず、町内の方を対象者を絞ってということでの開催だったのでしたけれども、そういったことで実施はしたのですけれども、なかなかコロナ禍の中で大きく事業を展開することが難しかったという現状にあります。

今後なのですけれども、旅館ですとか飲食店にさらに使っていただくためにどういった事業ができるかということをやっと考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで農業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで農業振興課への質疑をひとまず終了し、次の町民課の審査に入るため、2時5分まで休憩いたします。

午後 1時53分 休 憩

午後 2時05分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、町民課の審査を行います。町民課が

所管する2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、町民課長から事業の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 それでは、令和2年度決算の町民課所管分の説明となります。本日は、川本課長代理と佐々木主査も同席させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、概要ですけれども、ほかの課同様に庁舎改修におきまして町民課は沢内庁舎全体の管理と取りまとめも求められておりますので、事務室移転等準備に時間を現在費やしております。開発センターの解体を前にしまして、老人福祉センターは既に改修に入っておりますけれども、その関係から昨年度も庁舎の不具合の対応については何とか持ちこたえたいという意図から、必要最小限の対応としてきておりました。

お配りした町民課関係の抜粋の関係書で主な項目について説明いたします。決算附属資料は170ページからとなります。

まず、歳出から説明いたします。2ページお開きください。2款の総務管理費は、沢内庁舎開発総合センター管理費、IP告知関連機器及び光伝送路の関連機器の管理費、それと交通安全対策、戸籍住基関係となります。

2・1・5・10の財産管理費、修繕料です。沢内庁舎に係る修繕料182万8,957円ですが、開発センターの屋根修理で95万5,900円と暖房用の循環ポンプ、煙突修繕等の26万4,000円が主な修繕内容となります。また、この金額には公用車関係の修繕で47万9,670円も含んでおります。

また、同じく2ページなのですけれども、財産管理費の10節需用費全体で不用額154万4,339円は、庁舎管理におきまして主に光熱費と、それから公用車関係においては燃料費の残によるものとなっております。

続いて、2・1・5・12、財産管理費の委託料となります。各種業務委託料として、例年どおりでございますが、電気工作物の保安業務委

託から宿直代行業務委託まで、総額で352万2,876円は昨年並みとなっております。

続いて、4ページお開きください。2・1・6・10の企画費、修繕料です。これは、告知端末関係の科目になりますが、修繕料として256万3,000円、これは各世帯の機器に対する引込線の張り替え、修繕、撤去費用等35件によるものとなっております。

続いて、2・1・6・12、企画費、委託料ですが、NTTへ委託して関連機器及び光回線の保守をしてもらっているもので、この566万5,000円が機器関係の保守、316万80円が光回線の保守料金となります。

その下の使用料です。企画費の使用料及び賃借料ですが、光回線は東北電力の柱やNTT柱及び管路を借りて、関連機器についてはNTTの局舎等の施設を借りて置かせてもらっていることから発生する使用料が総額で1,777万5,212円となっているものであります。

その下の工事費2つについてです。14、企画費、工事費ですが、引込線の設備設置工事です。告知端末を新設する場合、個人負担金5万円をいただいておりますけれども、実際にかかっている費用がこの282万3,700円となります。ちなみに、新規工事の場合は、目安として申請から約1か月程度いただいております。

それからもう一つ、道路拡張工事や電柱、NTT柱など更新などから、電柱の支障移転により発生する回線の張り替え工事等、2年度は3件で223万5,200円となっております。

続いて、3項の戸籍住民基本台帳費に移ります。2・3・1・12の委託料の最後の部分は、8ページの上段になります。戸籍の法改正に伴うシステム改修業務委託料として219万3,510円、これはこの後歳入の部分でも出てきますが、社会保障・税番号制度のシステム整備費に全額充当されております。

それから、2・3・1・18、戸籍住民基本台帳費の負担金です。18節で例年と違う点としま

しては、自治体の中間サーバープラットフォーム運用経費負担金418万3,000円には、2年度においては中間サーバーの機器更新に係る負担金として220万8,000円が含まれております。こちらも10分の10の補助率で、同額国庫補助の収入があります。

続いて、3款民生費は消費者行政、人権擁護、更生保護等の社会福祉関係、老人福祉センターの管理費、それと防犯対策と国民年金の科目となります。

10ページ、お願いします。3・1・1・18節、社会福祉総務費の負担金です。これも歳入でも出てきますけれども、世帯ごとに給付した1人当たり10万円の特別定額給付金5億4,370万円は、ここの科目から支出しておりました。

それから、1行下になります。19節扶助費、行旅病人・死亡人に係る費用として、ふだん、例年であれば支出のない項目です。支出済額6万7,687円は、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づきまして、昨年8月3日、町内で発見されました身元不明の遺体について火葬した際の費用、これは自治体が一旦立替払いすることになっております。その費用になります。立替払いしました合計額6万5,067円、この分が県から弁償金として入金されております。

続いて、3・1・1・20、社会福祉費、貸付金、消費者救済資金貸付制度預託金として300万円あります。詳細については、決算附属資料171ページを後ほど御覧ください。

それから、12ページになります。3・1・4・10節、防犯対策費の需用費です。光熱水費として327万6,534円とありますが、例年どおりとなりますが、これは町管理の防犯灯及び街路灯の、LEDの街灯の電気料金です。

それから、2つ下になりますけれども、3・1・4・13節、防犯対策費、使用料及び賃借料ですが、805万2,048円は、決算附属資料172ページにもございますが、平成29年度の10月から10年間のリースとなっている、今説明しました

LEDの防犯灯のリース料金となります。

続いて、4款になります。衛生費は、環境衛生、火葬場、ごみ、それとし尿処理の関係となります。

14ページ、お開きください。4・1・3・12、環境衛生費、委託料、にしわが斎苑の指定管理料として1,342万6,600円、北上ビルメンに対して火葬場の管理料の支払いです。指定管理としては、平成27年の7月稼働で、現在は令和3年度から5年度までの3期目に入っておるところです。

続いて、4・2・2・7のごみ処理費、報償費になります。資源回収団体奨励金としまして39万9,889円は、各小学校の地区PTA、子供会を中心とした資源回収を行っている8団体に対する奨励金となります。回収内容の詳細につきましても、決算附属資料174ページを御覧いただければと思います。

続いて、16ページをお開きください。4・2・2・12節、ごみ処理費の委託料、これは沢内清掃センターに係る各種業務委託料及びごみ収集に関わる委託料で、総額3,910万7,831円となっております。

その中でも一番下、最終処分場等水質分析業務委託料198万円ありますけれども、こちらも例年どおり2つに分けられます。1つ目は、最終処分場を所有している自治体が法令で義務として行っている水質検査として138万6,000円、もう一つは最終処分場から放流水の放射能の水質検査業務分として59万4,000円となります。こちらの59万4,000円については、衛生費の国庫補助として廃棄物の処理施設モニタリング事業59万4,000円、同額が充当されております。

続いて、18節、ごみ処理、負担金補助及び交付金ですが、廃棄物の処理を広域で運用しております岩手中部広域行政組合に対する負担金1,944万7,000円となります。

4・2・3・12のし尿処理の委託料については、一般家庭からくみ取手数料498万7,413円と

同額が委託料として、ここで支出しております。

続いて、4・2・3・18節、し尿処理、負担金補助及び交付金、こっちはし尿処理についても広域で運用しておりました北上地区広域行政組合に対する負担金2,421万5,000円となります。

それでは、戻っていただいて歳入のほうの説明に移りたいと思います。2ページ、よろしいでしょうか。14・2・1・1、分担金及び負担金としてI P告知端末設置負担金60万円となっております。先ほど説明いたしましたけれども、告知端末を新規に設置する場合、負担金として5万円いただいておりますので、令和2年度は12件の実績ということになります。

それから、15・1・1・1、総務管理費使用料として情報通信基盤施設使用料1,018万8,220円、あとはN T T東日本から入ってくる賃借料です。町内に張り巡らされております光伝送路及びI P告知システムから成るひかり放送の環境、それとN T Tはこのインフラを利用しましてインターネットサービスを各家庭に提供してございます。町がN T Tへ貸し付けて使用料をいただいて、N T Tに対しては町から逆に委託料を払って関連機器等の保守をしてもらっているというI R U契約を締結しております。

その下の情報通信基盤施設宅内設備使用料、これは現年分として647万5,500円と過年度分の19万2,600円、いわゆる告知放送の端末使用料となります。収入未済額の38万8,200円の内訳としましては、現年度分、これは2年度分ですが、それが12万5,100円と過年度分として26万3,100円となっております。

続いて、15・1・3・1の保健衛生費使用料、これは火葬場の使用料等の内訳でございますが、こちらについても詳細については決算附属資料173ページを御覧いただければと思います。

続いて、15・2・1・3、戸籍住民基本台帳手数料337万300円の取扱処理件数等の内訳についても、詳細について決算附属資料の、こちら

は170ページを参照願いたいと思います。

それから、15・2・2・2の清掃費手数料ですが、し尿処理手数料は一般家庭からのくみ取手数料498万7,413円ですが、本来町が行うべき業務を業者委託しております。同額を委託料として支出しております。

4ページを御覧ください。16・2・1・2、総務費国庫補助金、通知カード・個人番号カード関連事務交付金238万7,000円がございまして、交付事務に対する交付金でありまして、マイナンバーカードの交付件数に反映されますが、いわゆるJ-L I Sに対する自治体の運用負担金分の交付額です。こちらのほうで払っている負担金分と同額をここに載せております。

それから、1行下の社会保障・税番号制度システム整備費補助金440万1,000円については、システム改修費に対する10分の10の補助金でありまして、同額が支出されております。内訳は、J-L I Sで管理しております中間サーバーの改修費用の自治体負担金に対する補助金として220万8,000円と、法改正に伴います戸籍システムの改修費用219万3,000円という内訳となります。

それから、16・2・2・1の社会福祉費補助金、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、各世帯に1人当たり10万円支給されました事業の同額の国庫補助金5億4,370万円及び必要経費等216万8,764円が上乗せとなって収入金となっております。

それから、16・2・3・1、衛生費国庫補助金、歳出でも説明いたしましたけれども、廃棄物の処理施設のモニタリング事業として59万4,000円ですが、東日本大震災以降、平成23年度から継続して行っているもので、最終処分場からの放流水の放射能の水質検査業務となります。こちら10分の10の割合で、補助金ですが、委託料として同額の支払いがあります。ちなみに、毎年異常はないという結果をいただいております。

それから、6ページお願いします。22・3・2・1、社会福祉費貸付金元利収入、消費者救済資金貸付金の元利収入として300万149円ございます。預託金として歳出の科目から300万円預けて、年度末に元利金が収入として戻ってくるという流れで、149円が利子分ということになります。岩手県の消費者信用生活協同組合が運営している事業で、多重債務等の救済を目的とした消費者救済資金の貸付制度の資金となります。こちらについても、決算附属資料171ページを詳細として御覧いただければと思います。

それから、雑入になります。22・4・1・3の雑入の資源ごみ処理業務還元金89万5,450円ですが、一般収集された、いわゆる資源ごみとして分別収集しまして、処理料を差し引いた売却益に当たるものがこの89万5,450円となります。種類の内訳としましては、スチール、アミル缶の分として48万1,580円、それから段ボール、新聞紙、雑誌、牛乳パック等の紙類として9万2,521円、残りの32万1,349円はペットボトルの分となります。

それから、最後の行となります。行旅死亡人等取扱い費用振替金の弁償として6万5,067円、歳出でも説明しましたがけれども、身元不明の遺体を火葬した分についての費用について、岩手県からの弁償金という名目で入ったものです。

以上、町民課所管分の決算状況です。よろしくをお願いします。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

初めに、附属資料の173ページ、一般廃棄物処理事業ということで、ごみの収集事業だというふうに思いますが、今回家庭系、事業系、合計が昨年度よりも減少したということで、廃棄物の減量化を推進できたという総括をされているのだというふうに思いますが、附属資料の54ペ

ージ、第2次総合計画、安心して暮らせる居住環境の推進というところで、1人1日当たりの排出量、家庭系のごみが現状値、平成28年度末480グラムですか、これは。実績値、2年度の末は528グラムということで、1割ぐらい家庭ごみが増えているということだというふうに思いますが、総合計画での目標指標でいけば家庭系のごみを減らす努力をしたいということだというふうに思いますが、こちらの173ページの資料の数字を見ても、家庭系のごみが1.2%増えているということの現状だというふうに思います。こういった令和2年度の家庭系のごみの増加という状況を捉えて、担当課ではどのように分析しているのか、また家庭系のごみの減量化についてはどのようなことをこれからしていきたいというふうに考えているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

もう一点ですが、抜粋の決算書12ページの防犯対策費の中で、下左草の防犯灯の新設工事ということで8万5,140円が計上されておりますが、防犯灯の新設については新設条件であるとか、何かルールとか、そういったものはあるのか、その点について伺いたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 回答いたしたいと思います。

ごみについてなのですが、確かに1世帯当たりは微妙に増えているのに、総額で見るとマイナスの決算附属資料になっているということなのですが、年々少しずつごみは減っていつているのですけれども、人口減少と、それに伴って世帯も減っているのを見ますと、割り返しますと1世帯当たりが増えている格好になってしまうのはやむを得ないのかなと思ったりしているところです。電卓はじいて細かいところまでは見ておりませんが、うちのほうでの感覚とすれば、人口減少によって多少総額は減っているけれども、割り返すと1人当たり、1世帯当たりのところが微妙に増えているということなのかなというふうに認識して

いるところですが。

それからもう一つが防犯灯についてなのですが、今までは特にこちらのほうで、書き物で基準というのはなかったのですが、いろいろな各地区から要望等ございまして、そのたびに担当者のほうも悩んだり、現場へ行って審査したりして大変だということで、今年度防犯灯を設置すべき基準ですとかというのを新たに作りまして、それに照らし合わせながら、要望いただいた場合はこちらでも現場へ行って、夜行って、実際にどのぐらい暗いのかというのを見ながら審査させていただいて、設置の可否までこっちでさせていただいているというところでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 防犯灯については理解をしました。

ごみですが、第2次総合計画でも1人1日当たりの家庭系のごみは減らしていきたいということの目標を掲げているかというふうに思いますが、今の課長の答弁ですと、家庭系のごみは減らなくてもある意味仕方ないだろうというような答弁に聞こえますが、その辺どうですか。

委員長 町民課長。

町民課長 ちょっと説明が足りなくて申し訳ありません。元年度、2年度は特にこのコロナ禍の状況で、各世帯で断捨離が進んでいるというふうにいろいろ情報が入ってきております。なので、家庭系のごみは多少増えているものであろうというふうに思っております。

委員長 淀川豊君。

10番 巣籠もり、あるいはテレワーク等で家庭にいる時間があったり、家庭で飲食する量が増えているからというような、マスコミ等ではいろいろなそういう情報がありますが、あまり当町においては、どちらかというとも大都会ではそのような傾向で、ごみの量は増えるのかなというふうに思いますが、当町ではそれほど、影響が出るほどごみの量が増えるような要因にはならないのかなというふうに、私はそういう

ふうに思っているのですが、今回元年度、2年度はコロナの断捨離において家庭系のごみが増えたというような要因で分析をしているということですが、担当課として家庭系のごみを減らしていこうというような、そういう取組は特にはしないということによろしいですか。

委員長 町民課長。

町民課長 実際に巣籠もり状態になってから、このごみはどうやって出したらいいのでしょうかという問合せは結構ございましたので、各世帯においてはそういうおうちの中の整理がされているのだなというのは認識しておりましたけれども、一般ごみを減らすというのはもちろんなのですけれども、町民課とすればできるだけ分別を徹底させていきたいというふうに考えております。例えば今までは燃えるごみでそのまま出していたものが、今ペットボトルの包装を剥がしたり、ビニール系はプラのほうに回したりというのがあるのですけれども、そこを徹底してやっていければという思いもありまして、ごみを減らすというよりも、できるだけ分別を徹底してやっていければなというふうに思っております。

委員長 淀川豊君。

10番 課長の答弁、十分理解できますが、分別を一生懸命やっても、例えば第2次総合計画の目標値、これは最終というか、前期の最終が令和3年度末で、今よりも例えば1割減らすという目標を立てているのですよね。そういう状況の中で、分別を一生懸命やって、その目標値は達成されるということでお考えですか、その辺についてお伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 すみません、数字的にその目標達成、ちょっとハードルが高いといいますが、現時点ではちょっと難しい状況にはなっているのではないかなというふうな実感はしております。分別をすることによって、今まで燃えないごみで出していた分がプラのほうに回るとすれば、今

まで出していた一般の燃えるごみは減っていくというふうに考えていますので、その分についてはできるだけ分別を強く押し進めていきたいという思いで答弁したところでした。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、にしわが斎苑の管理について1点お伺いしたいと思いますけれども、決算附属資料173ページにありますように待合室の利用というのが27件ありました。これは、令和2年度の数字だと思うのですが、何年か前からの増えているのか減っているのかという数字があればお聞かせ願いたいのと、待合室、たしか1か所だけだと思うので、問合せ等で今使用しているのでできないというような、そういう断った事例というのが何件あるか、分かっているのであればその点についてお伺いいたします。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えします。

数年分の資料は持ってきておりませんでしたけれども、待合室27件とありますけれども、昨年と比べますとプラス12になっているはずで、12となっております。その前の年度について今持ってきていなかったもので、後で数年分のやつをまとめて回答いたしたいと思えます。

この待合室の利用状況についてなのですが、前回も同じようにご質問いただいた内容になるのですが、そのときはほかの施設も利用について検討させていただきたいという答弁をしたと思えます。ほかの施設といいますが、近くにあるのは公民館、公民館という名称ではなくなりますけれども、なのですが、そちらのほうを使わせていただけないかなというふうにも検討したのですが、そうすると実際今度地元の人たちの公民館の利用が、ちょっと使いづらくなるだろうなということで、ちょっとハードルが高いなということで、そこについては断念したところもございまして。現在でも年間に何回か重なっている場合は、すみませ

んということでご理解いただいているところなので、現時点では和室を区切ったりなんなりしても遺体安置として使えるのは、やっぱり時期が、日にちが重なりますと複数一気にというのは難しいレイアウトになっていますので、そこは申し訳ありませんということで何とか理解していただいているところです。

今後についてもなのですが、あそこを同時に複数利用できるようにするということは大規模な改修が必要となりますので、今の時点ではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

委員長 高橋輝彦君。

6番 抜粋の歳入の4ページでございます。一番上の通知カード・個人番号カード関連事務交付金ということで、こちらにはマイナンバーカード交付業務も入っているということをお聞きしました。マイナンバーカードの普及ということで取り組まれているのだらうと思うのですが、今交付業務についても大分融通されておりまして、前よりは、最初よりは受け取るのが少し楽になってきたのかなという感じはするのですが、まだまだ受け取るにはなかなか難しい、時間が合わなかったり、ということでそういう状況があったなと思っております。今のところ期限内にマイナンバーカードを受け取れなかったなんていう方とかはいらっしゃるのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 マイナンバーカードについてお答えします。

実際申請いただきまして、申請というのは国のほうに直接申請いただくのですが、出来上がってきたものがまず町民課のほうに来ます、国のほうから。それに対して前処理という設定をしてから本人にできましたよ、取りに来てくださいという通知を流すのですが、実際に今委員さんおっしゃるとおり、働いている方であれば日中來られないものから、こ

っちでストックした状態のカードも多数ございます。なかなか取りに来れないというハードルもあることから、そもそも申請もしないという人がいらっしやったら本末転倒ですので、そういうことも含めまして、何枚ストックしているかというのは今ちょっと手元にないのですけれども、それを解消させたいということで、今、月2回ですけれども、時間外に時間を設けて窓口のほうで交付業務をやっております。設定もあったりするので、夜なので、一応電話で予約いただいてから用意しているという格好でやっておりますけれども、そういうことで対応していきたいというふうに考えておりますし、今後は湯田庁舎においても受け取ることができるように機器も整備を進めながら、もう来月からやる予定にしておりましたので、今よりはちょっとハードルが下がるのかなというふうに思っております。

委員長 高橋輝彦君。

6番 前よりは大分受け取りやすくなったのかなという感じはいたしますが、まだまだ難しい状況だというふうに理解、認識しました。

あれは、受け取る期限ありましたよね。

委員長 町民課長。

町民課長 それについてもご案内させていただいたところなのですが、期限を過ぎてというのは今まではないです。そういう方はないです。

委員長 高橋輝彦君。

6番 本人確認ができないということで、恐らく本人限定で受け取るということは国の指導なのだろうと思うのですけれども、その辺町独自でといいますか、本人の意思を確認する方法というのはほかにもあるのではないかなと思うのですが、その辺の融通というのは国の指導もあり、難しいことなのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 できれば融通を利かせてどんどん発行したいところなのですが、マイナンバー

に関しましては、こればかりは全国同じ基準でやるようにという、多分一番セキュリティーが高い業務なのかなというふうに認識しております、できるだけその本人にお願いできないかなというところでご案内させていただいております。

委員長 高橋和子君。

4番 1つお伺いしたいのですが、附属資料の173ページにあります水質環境保全対策事業の中の(2)番のことについて、これは大分昔に話題になった問題でありまして、今雫石町でも非常に多く除草剤が埋設されているということで、大きな問題になってきているようです。というのも、今まではよかったかもしれませんが、大分年数たって保存したものが腐食されたりして、例えばコンクリートで固めたものがにじみ出してくるとか、豪雨のために埋めたところから非常に危険な状態になってくるとか、そういうことで心配が非常に大きくなってきて取り組んでいるのだらうと思いますが、当町においては場所も確定されて、保存状態も確認されているということになっているのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 2, 4, 5-Tの場所なのですけれども、私も行って確認しましたがけれども、毎年担当者も行って、保健所も行って確認しているところです。ほかの市町村についてはちょっと分からないのですけれども、少なくとも西和賀町の場所、保存状態については、毎年適宜異常はないということで確認いただいております。

委員長 高橋和子君。

4番 毎年というのは、いつから毎年なのでしょうか。ずっと、課長が覚えてから毎年なのか、その辺りは。経過を本当にしっかり確認してきたのかというようなことを確認したいのですが、お伺いしたいのですが、実際どうなのでしょうか。埋設したときからずっと毎年確認しているのか、話題になったので、ここ二、三年毎年なのか、その辺どうでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 手元に資料がないので、正式に何年から毎年かというのは戻って資料を確認させていただいてから回答したいと思えますけれども、いずれ戦争が終わってからということになりますので、ベトナム戦争か、終わってからというやつ処理になりますので、相当な年数だと思うのですが、別途回答させていただきたいと思えます。

委員長 高橋和子君。

4番 私が伺ったというか、いろいろ入った情報によると、営林署がというふうな話があったわけで、枯れ葉剤で、刈り払いに人手が要るので除草剤を使ったということなので、そんな大昔の話ではないように聞いておりますが、その辺確認するということでしょうか。

それと、確認したその場所というのは、端的に言って相当のものだと思うのです、埋めたものが。そうすると、ちょっとした埋設の仕方ではなくて、山地だと持っていくのに林道とか、そういったものを使いながら重機か何かで埋設したと思うのです、推察するに。そうすると、結構川の近くだったり、崖の途中だったりするのではないかなというような不安があるのですが、課長が見た感じ、その現場はどんな感じですか。

委員長 詳細については、後で町民課長のほうから提出していただきます。

4番 では、不明点は後でお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで町民課への質疑をひとまず終了し、次

のさわうち病院の審査に移るため、3時まで休憩いたします。

午後 2時48分 休 憩

午後 3時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、さわうち病院が所管する認定第8号令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の審査を行います。

病院事務長から説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 ご苦労さまです。さわうち病院です。よろしくお願いたします。

決算状況を説明申し上げる前に、当委員会に出席させていただきます職員を紹介させていただきます。主任の赤石広光です。私は、事務長の東清彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより西和賀さわうち病院事業会計の決算に係る説明をさせていただきます。今定例会では、冒頭の決算認定議案の上程の際に、その概要をご説明しておりましたので、ただいまの説明は概況的な事柄についてのみとして、限られた時間でございますので、できるだけ質疑応答の時間を確保して、委員各位のご理解に努めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、令和2年度の患者動向であります。議案上程の際にも申し上げたとおり、入院の延べ患者数は平成30年度に20年ぶりに到達した1万人台を2年連続で割り込むこととなり、病床稼働率も目標としていた70%には届きませんでした。また、外来患者数につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、医科、歯科いずれも前年度を下回る結果となりました。

次に、収支でございます。収益的収支における医業収益ですが、入院収益については地域包括ケア病床の導入による成果が見られ、前年比で25.5%の増収となりました。外来収益は、患者動向を反映し、前年度を下回ることになりましたけれども、医業収益全体を見ますと前年度

を5,000万円余り上回る結果となりました。

別冊の附属資料、業務報告書2ページと3ページをお開きください。一番下の部分になりますけれども、患者1人1日当たり診療収入の推移という表を御覧いただきたいと思います。これは、いわゆる診療単価がどうなっているかということですが、令和2年度は入院が前年度に比べて6,077円の増、医科外来は330円の増となっております。歯科外来もプラス695円と大きく伸びており、2年連続で6,000円台の診療単価という結果となっております。

決算書の20ページをお開きいただきたいと思います。上段の表が収入に関するものですが、先ほどご説明したとおり患者数は減少したものの、入院収益の大幅な増収により前年比5,012万円余りの増となる6億352万2,815円、医業外収益は他会計補助金と長期前受金戻入の減などにより、前年比3,451万円余り減の3億2,034万2,952円、特別利益465万円は感染症対策従事者慰労金交付事業により医療従事者等へ現金給付を行ったもので、事業収入合計で9億2,851万5,767円となりました。

下段になります。事業費用でございますけれども、1の医業費用、(1)、給与費ですが、給与費は医科医師1名、看護師1名、検査技師1名の増などにより、前年比2,149万1,000円の増となりました。(3)番、経費につきましては、県からの派遣医師の負担金や出張診療費などにより、前年比1,411万5,000円の増となっております。このほか(4)、減価償却費は1,077万6,000円の減、(7)番、研究研修費も93万5,000円の減などとなり、医業費用トータルでは前年比2,318万3,000円余り増となる9億6,274万9,321円の決算額となりました。これに医業外費用2,149万644円と特別損失465万円を加えた9億8,888万9,965円が事業費の合計となっております。

この結果、別冊の附属資料、業務報告書8ページ、9ページをお開きください。当該年度の

純損失、いわゆる赤字額は6,037万4,000円となりましたが、前年に比べ一般会計からの繰入金を1,700万円ほど減額したほか、当初予算時点で見込んでいた損失額との比較でも2,000万円余りを圧縮することができました。

地域医療を担う公立病院といたしまして、24時間365日の医療体制を維持していくには、本町のような過疎地域ではどうしても採算性が確保できないことや、新病院建設で毎年1億円を超える減価償却費を計上していることなどを踏まえると、単年度収支の均衡を図ることがいかに難しいかは議会の皆様にもご理解いただいているところかと思っておりますけれども、そのことには決して甘えることなく、適正な収益の確保と徹底した費用の削減に努め、収支バランスの改善を目指していく所存を申し上げ、概況説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 今事務長からご説明がありましたが、決算書の9ページ、10ページの報告書を見ておりますが、先ほど来説明があったとおりに、令和2年度4月から地域包括ケア病床の導入で一定の収益改善を図ったということだというふうに思いますが、冒頭で総括事項で病床稼働率が64.3%ということですが、これは地域包括ケア病床も入った全体の稼働率かということと、例えば令和2年で地域包括ケア病床を導入して一定の収益改善を図ったということですが、この地域包括ケア病床の稼働率だとかという、そういうのはどうなっているのですか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 それでは、お答えさせていただきます。

初めに、地域包括ケア病床の稼働率が報告書の中の稼働率に入っているかということですが、これは一緒に入っております。

次の質問の地域包括ケア病床の稼働率ということでありませけれども、昨年度は病床26床を包括ケア病床として登録してございます。昨年度1年間を見た稼働率ですけれども、77.4%の稼働率という結果になっておりました。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 地域包括ケア病床は、令和2年度77.4%の稼働率ということのようですが、そうすると令和2年度の一連のこういう状況を見て、令和3年度以降、地域包括ケア病床の稼働率がもう少し上がっていけば、もっともって収益の改善を図る可能性があるということですか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えさせていただきます。

令和2年度は、地域包括ケア病床26床と先ほど申し上げましたが、令和3年度につきましてはさらに増床して33床で稼働させてございます。令和2年度の結果と同様に毎月の入院収益につきましては、前年度対比にして増額の傾向を見せておりますので、このまま推移していきまると令和3年度の決算についても今年度よりは増額を見込んでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 地域包括ケア病床の稼働率を上げることでもう少し改善の余地があるということで、事務長から今ご答弁をいただきましたが、そういった努力をする一方、やはりコロナで外来等の患者も減っているということで大変努力をしながら、環境というか、社会的な状況が難しい場面にあるのかなというふうに思いますが、今回令和2年度は新型コロナの影響が大分あったのかなというふうに思いますが、1年間を振り返って大きな課題となるところ、そしてその課題を今後どうしていったらいいのか。令和3年度も前半のほうはコロナが大分ひどい状況にあるのかなというふうにも思いますが、その辺については事務長、どのように捉えていますか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ありがとうございます。昨年度につきましては、新型コロナウイルスの影響で、初めての事態ということもあって、外来の患者さん、予約等も抑えていたというような傾向がございました。

今年度につきましては、昨年度から実施しております発熱外来で、ある程度熱がある患者さんに対しては前もって検査をして、陰性であれば診察をするというような取組もしておりますので、患者さん、予約の数も徐々に増やしてきている状況にあります。

昨年については、歯科については口を開けて診察するものですから、なかなか思うようにはいかなかったところもありますけれども、歯科についても同様に、今年度については感染対策を十分取りながら外来予約を取っておりますので、昨年度よりは結果が出るのであろうということと考えてございます。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 昨年度さわうち病院の隣に新しく西和賀消防署が建設されたわけなのですが、消防署が隣に建設されたことによる成果と申すか、経営に与える影響など、病院としてどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 消防署の建設についてでございます。昨年度につきましては、消防署の職員の方々と意見交換等をする機会がなかなか得られずにおりました。今年度についてもコロナ感染の影響でちょっと取り組めていないのですが、消防署を建設した当初は意見交換会であるとか、救急救命等についての研究発表会であるとかというのを実施しておりました。ですので、これから感染症が落ち着いた暁には、やはり同様の事項、研修会等を開催して交流を深めながら、町内の救急、医療体制について情報共有していければなというふうに思っております。

病院としての成果、隣にあるということであ
れですけれども、夜間であるとか、あとは休日、
救急案件あった場合でも当院で職員が不在で検
査ができないとなった場合は、なかなか受入れ
をできない状況にありますので、そういった場
合、一刻も早く検査のできる大きな病院にお願
いしているというような状況ですので、そのよ
うなことも踏まえまして消防の方々とは情報を
共有して、意見交換しながら今後につなげてい
ければなというふうに思っております。

委員長 高橋宏君。

8番 コロナでなかなかできなかったというこ
となのですけれども、大人数でやる必要はない
と思っておりますので、会議室はどちらにでもありま
すし、今言われたように救急搬送の点でどのよ
うな程度まででしたら受け入れる、受け入れな
い、事前にある程度のシミュレーションとかそ
ういう点、大ざっぱと言うと失礼なのですが
も、当然全員でなくても関係者、代表者が集
まってやるというような程度のことは、せっか
く隣にありますし、そういうコミュニケーション
というのは、ではほぼできなかったというよ
うな感じに聞こえたのですけれども、やっぱり
できなかったということなんでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 昨年度につきましては、ほぼできな
かったという状況であります。

委員長 柳沢安雄君。

3番 それでは、私のほうから1点だけお聞か
せいただきたいと思っておりますけれども、先ほど説
明ございましたように1万台を2年連続で割り
込んだと、これは新型コロナウイルスのコロナの
せいではないのかなという説明でございました
けれども、私は人口減少が関連しているのでは
ないのかなと思うところでございます。その辺
をどう分析しているのか、ちょっとその辺を。

そしてあとはもう一つ、西和賀には開業医さ
んも何件かあるわけでございますけれども、開
業医さんの方々ともいろいろ意見の交換などを

していらっしゃると思っておりますけれども、その意
見の中で出ていることが、開業医さんのほうも
患者数が減っているのか、その辺をお聞かせい
ただければと思います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 入院患者数の件でございます。委員
おっしゃるように人口のほうも徐々に減ってき
ておりますので、そのような影響は多少はある
かなというふうには考えてございます。

あと、開業医さんとの連携ということで、開
業医さんのほうとの連携については毎月1回、
病院診療所連携会議という会議を設けておりま
して、医科の開業医さん、あとは歯科の開業医
さんも含めて、開業医さんからさわうち病院に
紹介された患者さんに対する状況であるとか意
見交換を定期的実施しております。ですので、
他院の患者動向についてはちょっと把握してお
りませんけれども、十分に連携は取れているの
かなというふうに考えております。

委員長 柳沢安雄君。

3番 減少というか、割り込んだ、これを増や
すためにはどうしても、恐らく町外のほうにか
かっている患者さんたちとか、いっぱい
いると思うのですけれども、この方々をいかにさ
わうち病院に引き込むかと、これ以外に増やす
方法はないのではないのかなと思うところでご
ざいますので、その辺はどうなされているのか、
ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

委員長 病院事務長。

病院事務長 さわうち病院、町立病院ですので、
町民の方を主に診療を行っておるわけござい
ますが、実際に病院等を選ばれるのは個人の考
えで、それに合った、当院では専門外来、何個
か応援でいただいておりますけれども、それに
合わない、ない診療科もございますので、その
点については町外の病院に行かれるのは当然だ
と思っておりますし、あと例えばワクチン接種であ
るとか、そういうのを今回も病院で実施させてい
ただきましたけれども、そういうので病院にお

越しに、病院内の雰囲気等を見ていただき、この病院であればということでは、いろいろと対策等も取っていただければなというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第8号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これでさわうち病院への質疑をひとまず終了し、本日の日程を終了いたします。

明日14日は午前9時30分より学務課から順に審査を行いますので、よろしくお願いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時21分 散 会